

住民自治によるまちづくり 行動計画(前期) (案)



平成 20 年 月
八代市

目 次

策定の趣旨	3
新たな住民自治組織の必要性	4
住民自治によるまちづくりの仕組み	5
行動計画の概要	6
第1 計画の目的	6
第2 各種計画との関係	6
1 新市建設計画との関係	6
2 総合計画との関係	6
3 行財政改革大綱との関係	6
第3 計画の期間	7
第4 計画の推進体制	8
1 庁内検討会議での推進	8
2 各部各課での推進	8
3 全職員の参画	8
4 総合的な政策マネジメントの導入・推進	8
行動計画の施策体系	11
第1 行動計画の柱の見方	12
第2 行動計画の柱	13
1 住民が主体的に取り組むもの	13
2 住民と行政が協働で取り組むもの	14
3 行政が主体的に取り組むもの	15
住民自治を支えるための行政支援	16
第1 組織設立の支援	16
第2 行政組織の整備	17
第3 補助制度の確立	18
第4 自治意識の高揚	19
第5 活動拠点施設の機能充実	20
資料編	22
第1 地域協議会立ち上げ方法	22
第2 協働事業抽出資料	40
第3 これまでのあゆみ	58
第4 住民自治推進庁内検討会議設置要領	59
第5 住民自治推進庁内検討会議委員名簿	60

策定の趣旨

平成 17 年 8 月 1 日に合併し、新しい八代市が誕生しました。

本市を取り巻く社会環境は、市町村合併をはじめ分権社会に向けての行財政改革の推進など大きく変化しており、新たな社会的課題にも対応しなければならなくなってきています。

合併に際し策定した新市建設計画では、「住民自治によるまちづくりの推進」を掲げ、住民サービスをすべて行政が担うというこれまでの意識を変えて、住民、企業と行政、NPO等が、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して、暮らしの豊かさを実感できる地域の創造を協働で行っていくとしています。

このことから、本市は、平成 17 年 11 月、「地域審議会」に対し、これからの住民自治のあり方について提言を求め、平成 19 年 1 月に「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」として、協働のシステムづくりの方向性について答申を受けました。

本市では、その答申をもとに、平成 19 年 9 月、「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定し、これからの住民自治によるまちづくりに対する市の考え方、推進方法を示しました。

その基本指針では、住民自治によるまちづくりを進めるにあたっての基本理念を、『^か加^{かた}た^かって、語^かって、協働によるまちづくり』としています。この理念には、「地域の個性豊かで独自のまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現することが、住民自治を基本とするまちづくりとなること。」さらには、「市の将来像である、『やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市“ やつしろ ”』を住民と行政の共通目標とし、推進・展開していくこと」をうたっています。

今後はこの理念を基に、住民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進展開していきます。

本行動計画は、基本指針に基づき、効果・効率的な施策の展開を図るため具体的アクションとして市民の皆さんに示していくものです。

合併特例法：市町村の合併の特例に関する法律

地域審議会：合併市町村の施策に関して合併市町村長から
諮問を受け、または必要に応じて長に意見を述べる
ことができる機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による
市長の諮問機関）八代市では、平成 17 年 11 月に旧八代・
坂本・千丁・鏡・東陽・泉のそれぞれの地域に設置して
います。

新たな住民自治組織の必要性

住民自治の現状

八代市には、多種多様な団体や組織が存在します。その中で、地域福祉の促進などさまざまな活動を自主的に行っている自治会は、住民に最も身近な組織といえます。

しかし、比較的人口が集中する地域の自治会においては、自治会加入率の低下や役員のなり手不足、参加者減という自治意識の希薄化が見られ、中山間地域の自治会においては、急速な人口減少や高齢者世帯の増加によって、自治会の相互扶助機能の低下が見られます。

地域社会の複雑化

一方、地域社会においては、育児や見守りが必要な高齢者を地域で支えることや、ごみの分別、リサイクルの問題、さらに青少年健全育成、災害対策や防犯対策など、地域が抱える課題はますます複雑で多様化しています。昨今の新聞やテレビで騒がす、大規模災害や子どもを巻き込んだ事件は、私たちに最も身近な地域社会のあり方を問いかけているのではないのでしょうか。

また、行政の対応も急激な社会環境の変化はもとより、分権社会の進展や地方税収の伸び悩みによって、これまでの住民サービスの提供を行政だけが提供していくことに限界がきていることも否めません。

よりよい地域社会の実現

これらの課題に対応していくためには、いくつかの自治会や地域活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等と行政が連携、協力し、より広い範囲での組織化を図って行かなければなりません。

地域住民が主体となる新たな住民自治組織を設置していくことによって、地域の総合力が高まり、人材・知識・資金などを有効に活用することができます。

また、地域の身近な課題を地域住民自らが解決していくとともに、行政と対等なパートナーとしてまちづくりに取り組むことにより、安心・安全で個性豊かな地域社会の実現が期待できます。

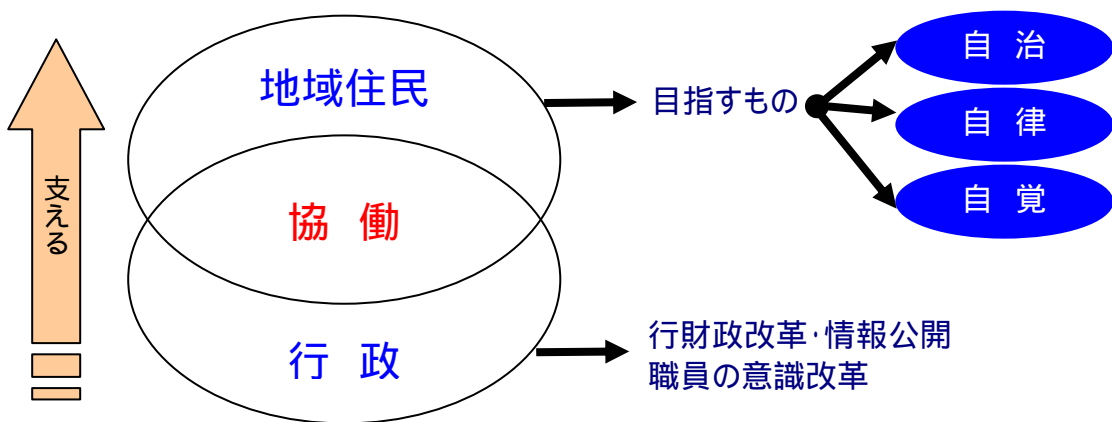


住民自治によるまちづくりの仕組み

八代市では、住民自治によるまちづくりを積極的に推進していきます。
住民と行政との適切な役割分担を行い、将来にわたり地域の経営を住民と行政が協働で担っていくビジョンを示します。

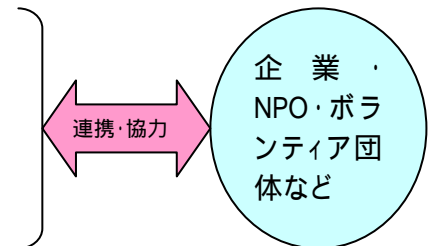
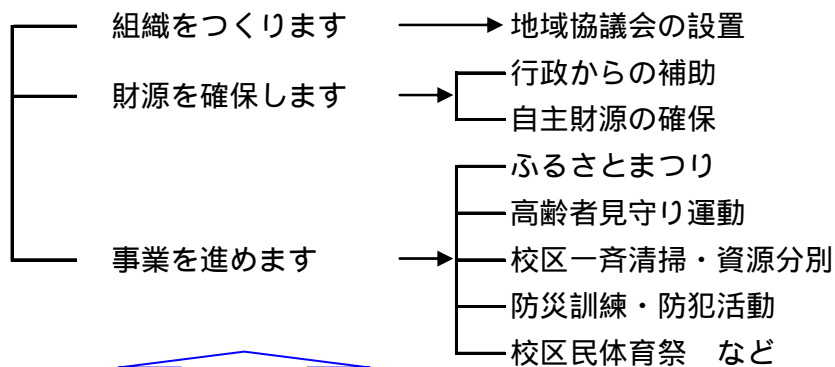
～地域で考え地域で行動するまちづくり～

これからは、地域がもっと自治力を高め、最終的には地域の事柄は、地域が決め、地域が運営していく「地域の自律」に向けて、八代市も協働して取り組んでいきます。



これからのまちづくりの仕組み

地域住民の役割



住民自治を支えるための行政支援

行政の役割



行動計画の概要

第1 計画の目的

本行動計画は、「住民自治によるまちづくり」基本指針に基づき、住民自治を推進していくために必要な「住民と行政の協働」に関する施策を体系化し、住民が取り組むもの、住民と行政が協働で取り組むもの及び行政が取り組むものについて明確に整理し、地域のまちづくりを効果的に推進していくものです。

特に、めまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進に対応していくためには、地域住民自らのまちづくりの実現が必要であり、また、小学校区単位を基礎（ただし、異なった地域の環境特性や歴史、文化等の実情を考慮しながら地域住民で判断します）に、これから設置していく住民自治組織（地域協議会）への支援体制の充実も求められます。

「^か加た^{かた}って、語^{かた}って、協働によるまちづくり」を計画的に推進するため、25の施策と、179の推進項目を掲げ、「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “ やつしろ ”」の実現に向け取り組んでいきます。

住 民：ここでいう住民とは、八代市に在住・在勤・在学する個人、地域活動団体（NPO 法人を含む）自治会及び企業をいいます。

NPO:Non Profit Organization : (民間) 非営利組織

第2 各種計画との関係

1 新市建設計画との関係

新市建設計画は、合併した八代市の将来（向こう10年間）に関するビジョンを示しているものであり、新市において策定した総合計画の基礎となります。

新市建設計画第6節に示した「住民自治によるまちづくりの推進」を引き継ぎ、推進します。

2 総合計画との関係

本市の総合計画は、新市建設計画を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民（住民）と行政とが協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定しています。

その趣旨を尊重し、「八代市総合計画（基本構想）」第3章第2節に示した「協働によるまちづくりの推進」を踏まえて計画を推進します。

3 行財政改革大綱との関係

行財政改革大綱は、市民の満足度を向上させるとともに、市民（住民）と行政の役割分担を明確化し、市民（住民）と行政が協力・連携する仕組みを確立するため、「行政経営」と「市民（住民）協働」を取り入れた市政改革を位置付けています。

したがって、行財政改革大綱の柱の一つである「市民（住民）協働」を最大限尊重し推進していきます。

また、行財政改革大綱に示す基本事項を達成させるため、本計画にも盛り込み同時に推進します。

第3 計画の期間

基本指針をより具体化するための行動計画であり、計画的かつ効果的に実現するために、20年度からを準備期間とし、24年度を終了年度とする5ヵ年計画として策定します。なお、本計画は、毎年度ローリング（見直し・調整）します。

平成25年度からの実施期間（後期計画）は、平成24年度に作成します。

基本指針

前期（準備期間） 5ヵ年

平成20年度

平成24年度

後期（実施期間） 5ヵ年

平成25年度

平成29年度



第4 計画の推進体制

計画の推進項目については、社会情勢の変化や制度の変更、住民ニーズの変化などを踏まえ、適宜見直しを行いながら推進します。

1 庁内検討会議での推進

庁内検討会議では、実効性ある計画の推進及び進行管理を行っていきます。また、必要に応じ、専門部会の設置を行い、一層の推進を図っていきます。

2 各部各課での推進

各部各課において、所管事項における推進方策や方針、行動計画（目標値、スケジュール）を含めた具体的な対応を行っていきます。

3 全職員の参画

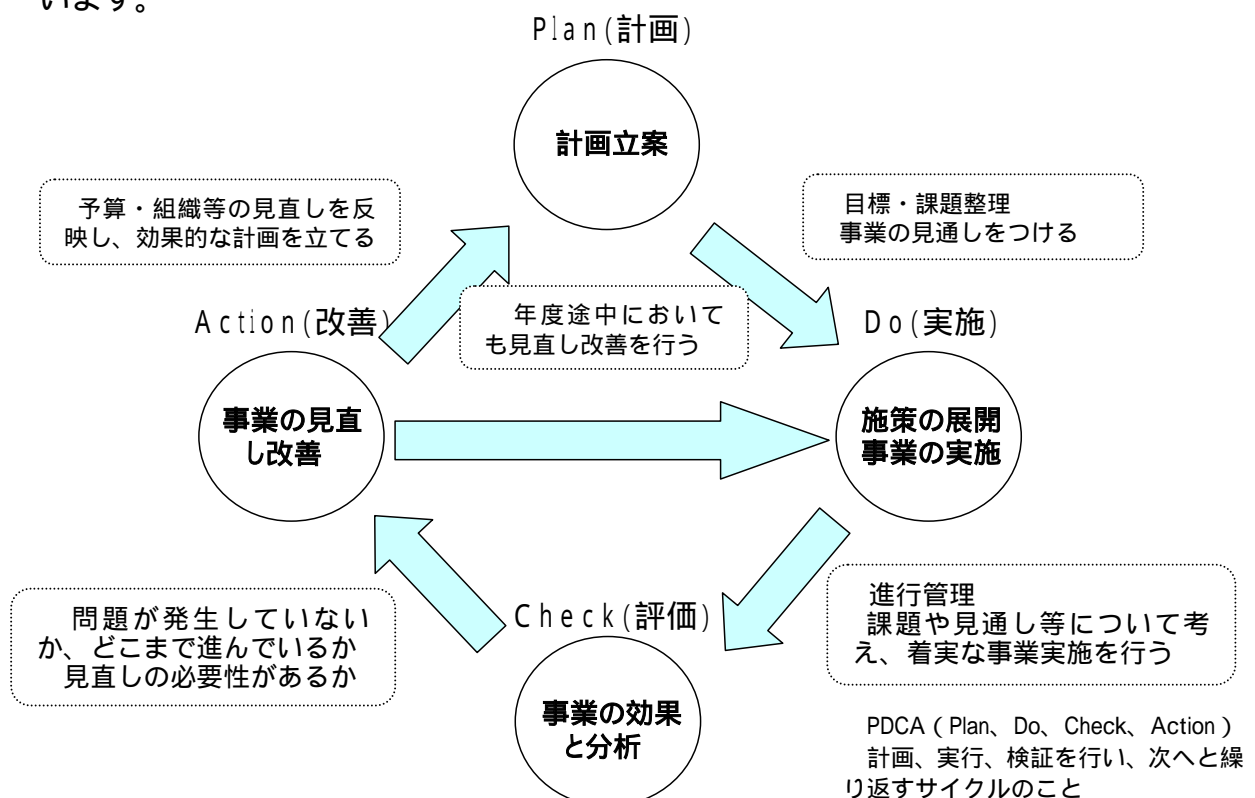
職員からの提言や意見に耳を傾け、施策に反映、見直し、改善を行っていきます。また、職員自らも市民活動や地域活動に積極的に参加し、地域のコーディネーターとしての役割を果たしていきます。

4 総合的な政策マネジメントの導入・推進

【Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）機能を働かせます。】

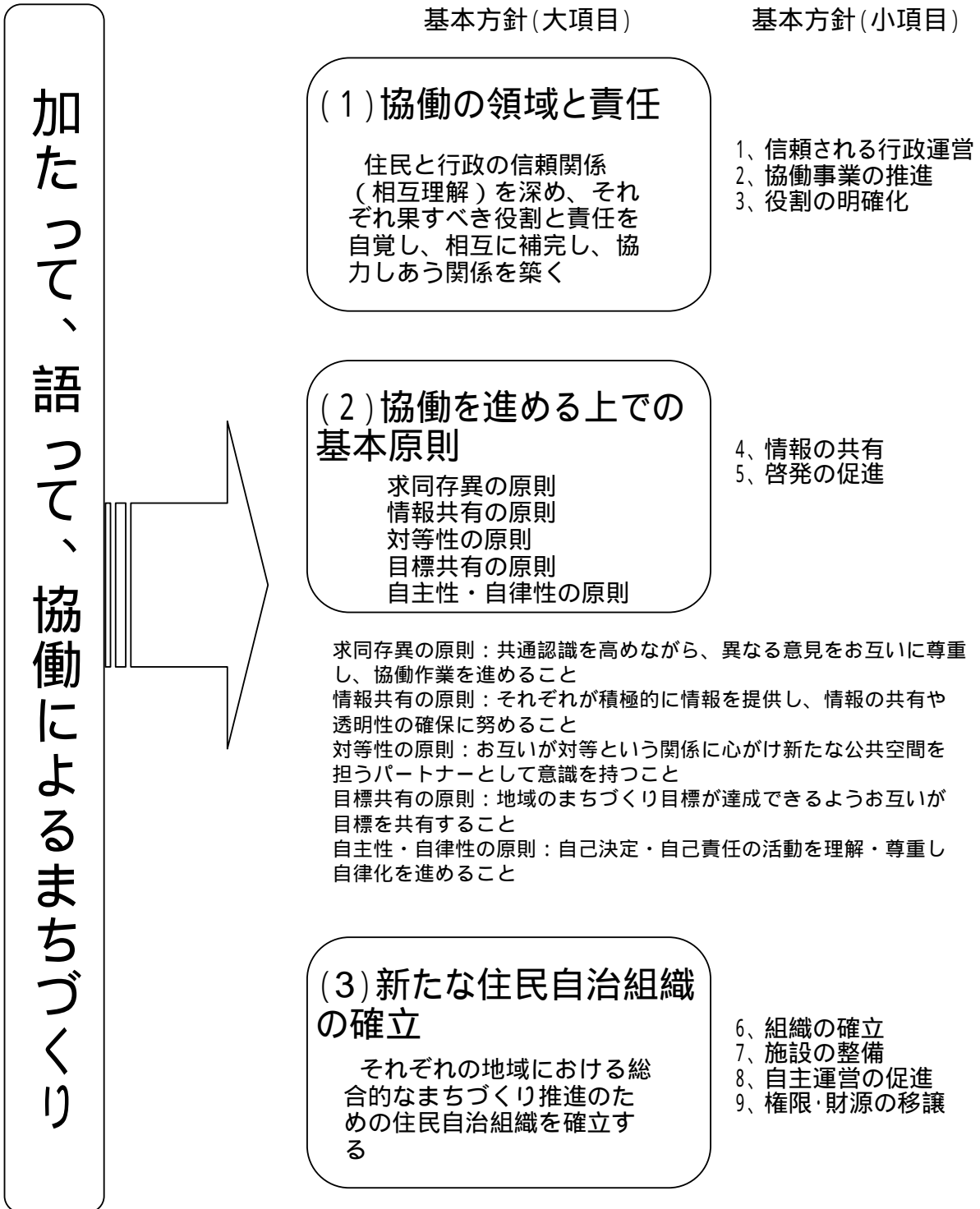
この行動計画をもとに、施策や事業の評価を行い、その結果を事業や計画、さらには予算や組織の見直しなどに反映させるとともに、効果・効率的な施策や事業を推進します。

また、社会情勢の変化や制度の変更などに対応し、行動計画の必要な見直しを行います。



行動計画の施策体系

住民と行政の共通目標 「住民自治によるまちづくり基本指針」
 やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “ やつしろ ”



第1 行動計画の柱の見方

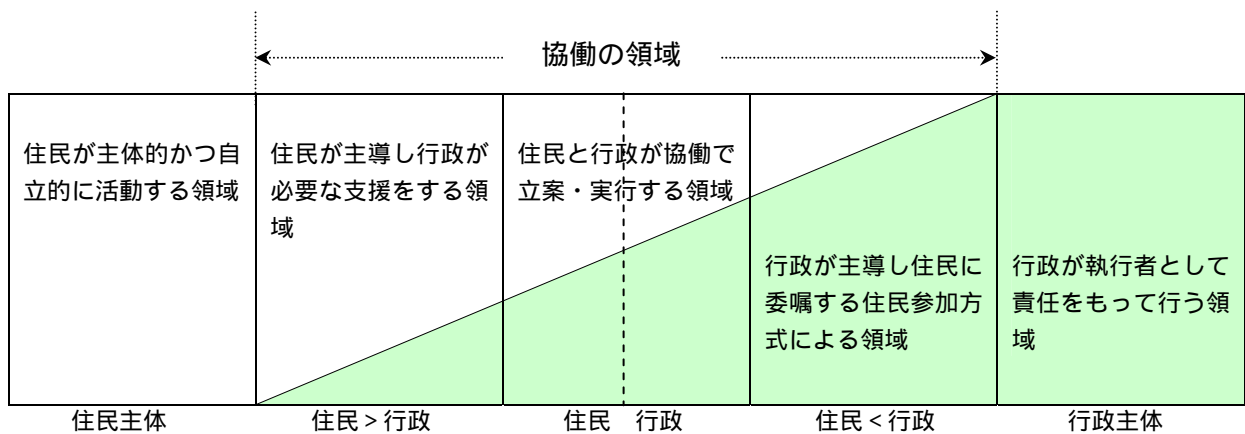
本章で示す行動計画の柱は、平成19年9月に策定した『住民自治によるまちづくり基本指針』を具体化するためのもので、住民自治を推進していくために必要な住民と行政の協働に関する施策を次節で体系化しています。

柱は、施策体系を基に各部各課からの事業をベースに積み上げ、25の施策、179項目の推進事項に整理し、「住民が主体的に取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」、「行政が主体的に取り組むもの」に振り分けています。

なお、「住民と行政が協働で取り組むもの」については、すでに地域住民の皆さんと行政が協働で取り組んでいるもの、及び今後協働で取り組んでいきたいものを抽出しています。

住民と行政の役割分担

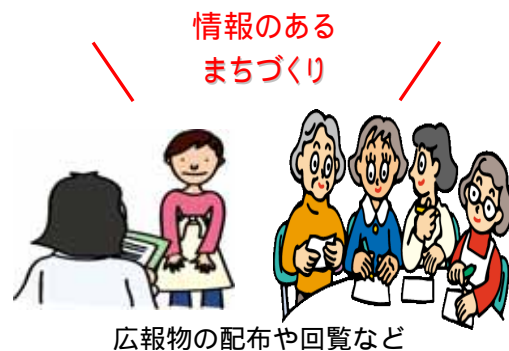
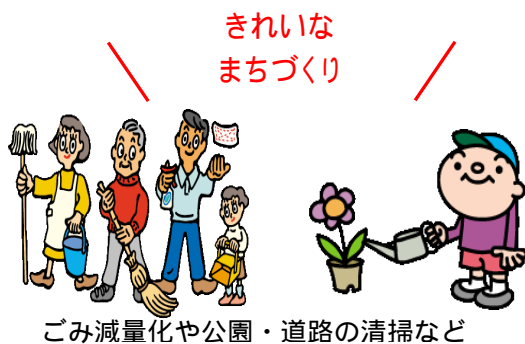
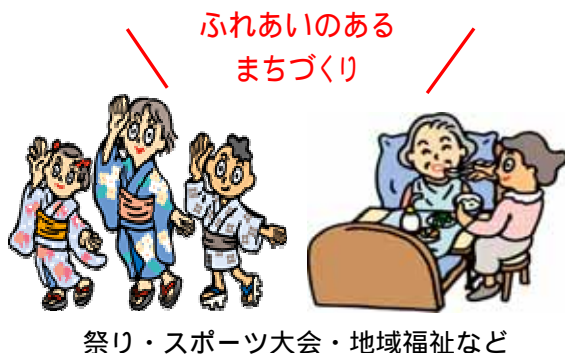
住民と行政の協働によるまちづくりを目指していくには、それぞれ果すべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係が必要となります。



第2 行動計画の柱

住民が主体的に取り組むもの

方針	施策	推進項目
組織の確立	コミュニティ範囲の設定	(ア)組織調整 (イ)地域協議会の設置
	人材の発掘・養成	(ア)まちづくり人材の育成、養成 (イ)協働に関する研修会等の実施
	関係機関との連携	(ア)既存組織の有効活用 (イ)企業・各種団体との連携強化 (ウ)学校との連携強化
施設の運営	拠点施設活動の充実	(ア)生涯学習の推進展開 (イ)地域情報の発信 (ウ)公益サービスの提供 (エ)自主事業の展開
自主運営の促進	まちづくり計画(地域別計画)の策定	(ア)住民による計画づくり (イ)目標設定による進行管理
	コミュニティビジネスの促進	(ア)啓発活動 (イ)地域ニーズの掘り起こし



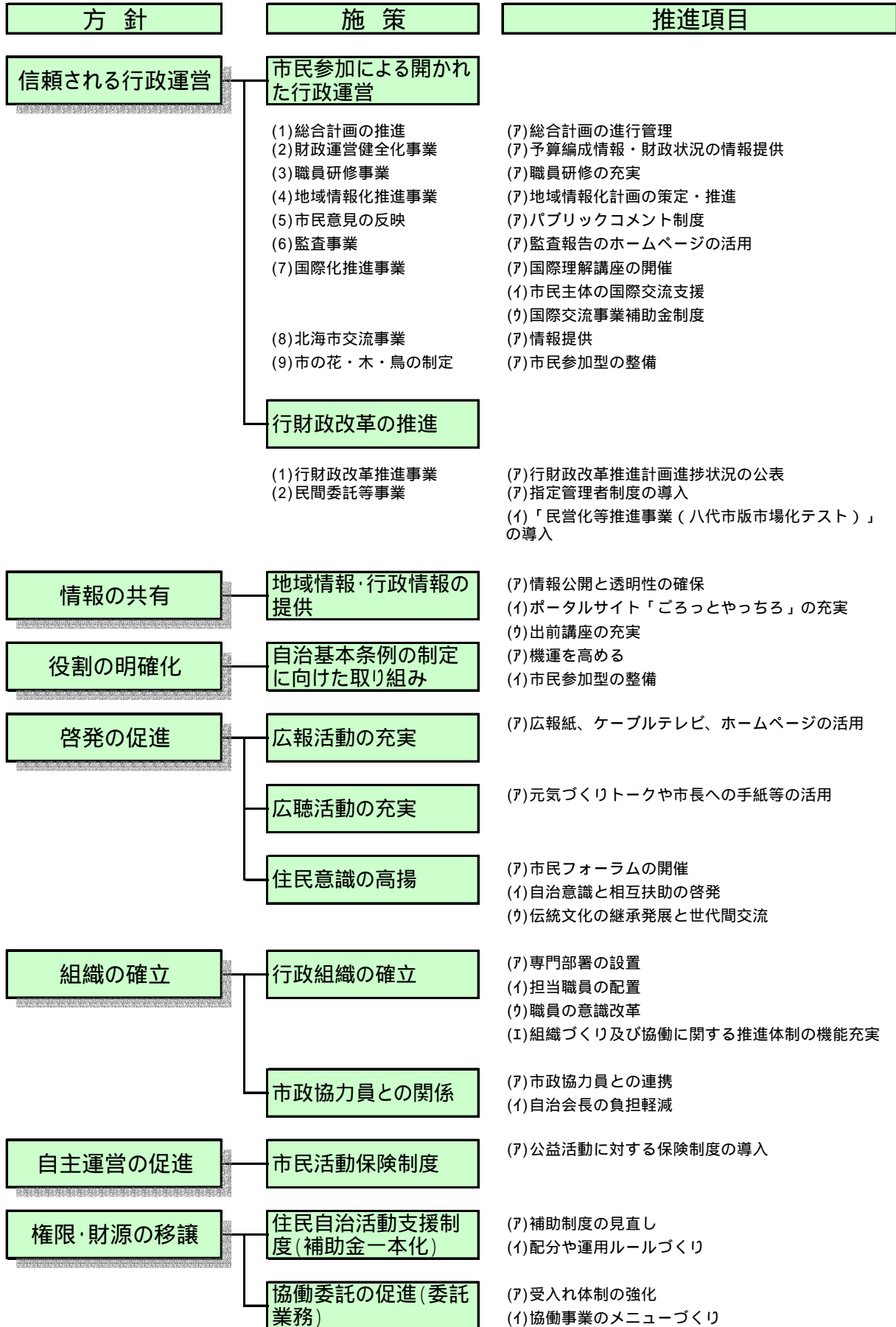
住民と行政が協働で取り組むもの

方針	施策	推進項目
協働事業の推進	誰もがいきいきと暮らすまち	
	(1)健康づくり推進協議会 (2)地域子育て支援センター事業 (3)八代市地域福祉計画の推進 (4)民生児童委員関係事業	(ア)地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助 (イ)地域の子育て家庭に対する育児支援 (ア)地域福祉活動の推進 (ア)民生委員活動経費等
	郷土を拓く人を育むまち	
	(1)通学路等安全対策事業 (2)放課後子ども教室 (3)公民館活動事業 (4)生涯学習推進事業 (5)地域スポーツ振興事業 (6)生涯スポーツ活動推進事業 (7)スポーツ施設管理運営事業 (8)指定文化財保存管理事業 (9)伝統文化財保存事業 (10)文化行事経費	(ア)学校安全ボランティアの組織化の推進 (イ)安心・安全な学校・地域づくり推進フォーラムの開催 (ア)地域の住民等の協力を得て学習活動、文化活動、集団遊び等を実施 (ア)公民館講座、地域交流事業、自治公民館支援事業、総合社会推進事業の実施 (ア)家庭教育学級、婦人学級、高齢者教室等生涯各期における学習支援 (ア)総合型地域スポーツクラブの設立 (ア)市民体育祭の開催 (ア)多様化する利用者のニーズに対応 (ア)各種文化財の保存・活用 (ア)伝統文化財の保存・継承 (ア)各種文化行事の振興
	安全で快適に暮らせるまち	
	(1)道路整備事業 橋梁整備事業 都市下水路整備事業 河川改修事業 (2)交通安全啓発事業 (3)防犯団体支援事業 (4)防災意識の高揚及び防災力の充実 (5)防災対策事業	(ア)公共工事への理解と協力 (ア)交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚 (ア)地域防犯団体による安心・安全は街づくりの推進 (ア)住民参加型防災訓練の実施 総合防災訓練への参加 (イ)自主防災組織の結成促進、自主防災会連絡協議会の運営 (イ)災害時要援護者の避難支援 (ア)災害時の応急活動
	豊かさにとぎわいのあ るまち	
	(1)農地・水・環境保全向上対策事業	(ア)地域ぐるみで行う共同活動に対する助言、指導(履行確認等)や事業費の間接的支援(平成19年度より23年度までの5年間の事業)

方針	施策	推進項目
	(2)農業施設維持管理事業 (3)林道整備事業 (4)さかもとふるさとまつり事業 (5)せんちょういぐさの里まつり事業 (6)かがみ愛郷祭事業 (7)とうようしょうがまつり事業 (8)泉町特産品まつり事業	(ア)排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。(樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等) (ア)市民参加型の整備 (ア)坂本ふるさとまつり運営委員会の活用 (ア)せんちょうい草の里まつり実行委員会の活用 (ア)ふる郷愛郷祭実行委員会の活用 (ア)東陽しょうが祭り運営委員会の活用 (ア)泉町特産品まつり実行委員会の活用
	人と自然が調和するまち	
	(1)環境学習推進事業 (2)ごみ減量化対策事業 (3)廃棄物処理対策事業 (4)分別収集事業 (5)ごみ収集管理事業 (6)資源物集積所巡回指導事業	(ア)子どもエコクラブ事業の推進、次世代を担う子供たちを対象とした環境学習の機会の提供 (ア)環境ゼミナル事業の推進、環境全般に関する出前講座 (ア)生ごみ堆肥化容器等の購入費用の一部助成 (イ)一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進 (ウ)段ボール箱を利用した生ごみ減量化の方策を普及させる (エ)廃食用油の利活用推進 (オ)マイバッグキャンペーン (ア)市民からの不法投棄等の情報収集 (ア)分別品目の統一・拡大を図る (イ)分別指導員講習会の実施 (ア)ごみ出し及び分別ルールの啓発 (ア)市職員による資源物集積所巡回指導の実施
役割の明確化	パートナーシップ協定の制定	(ア)役割分担・責任所在の明確化(新規) (イ)アドプトプログラムの制度化(新規)
施設の運営	活動拠点施設の機能充実	(ア)活動拠点の位置づけ(新規) (イ)民間活力の導入(新規)



行政が主体的に取り組むもの



住民自治を支えるための行政支援

第1 組織設立の支援

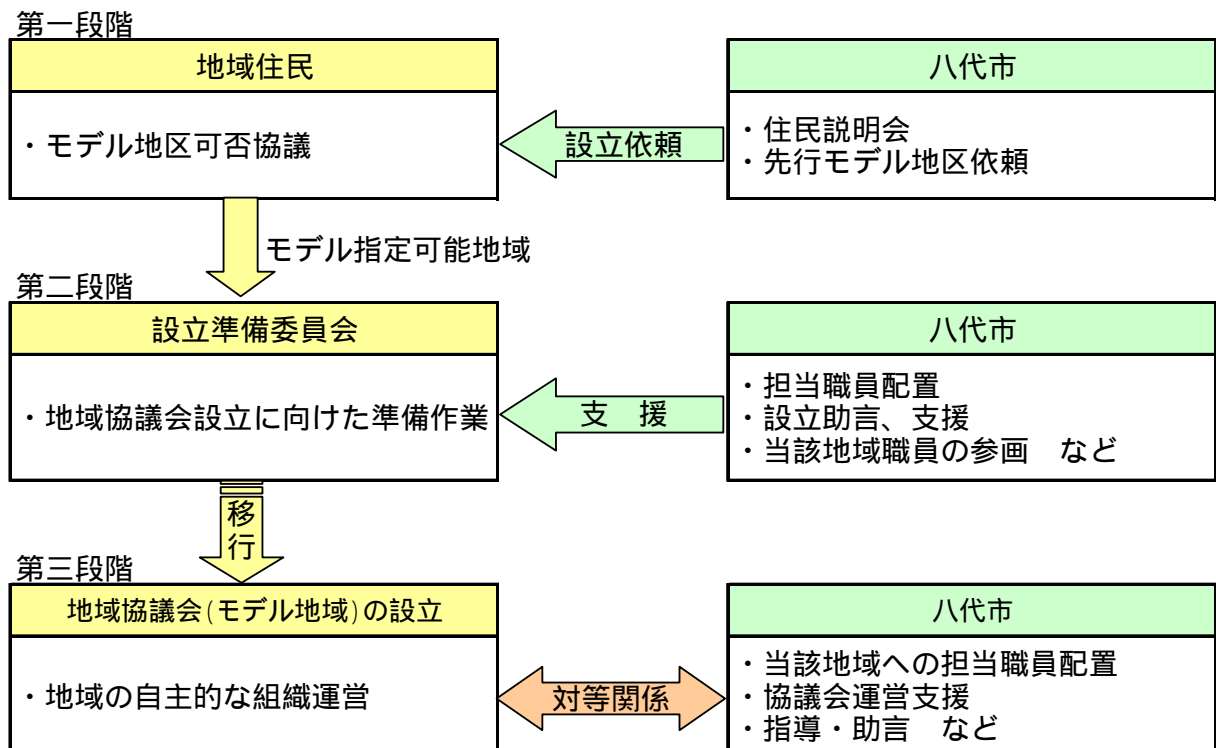
施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
				H20	H21	H22	H23	H24	
コミュニティ領域の設定	(ア)組織調整	広報紙、ケーブルテレビ等を積極的に活用するとともに、住民説明会を実施し、組織化を図る。	地域振興課 支所総務課						→
	(イ)地域協議会の設置	組織化には、モデル地域を指定し、実績を踏まえて他地域へ推進する。設立にあたっては、自分たちの地域を将来どのようにしていきたいのか、どういった事業を推進していくべきか、それに充てる財源はどうするのかを考える場を設けるため、まずは設立準備委員会を設け、組織化を進める。	地域振興課 支所総務課						

地域協議会の立ち上げは、まちづくりへのはじめの一歩となります。

しかし、組織を形式的に作っていても住民の方自らがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければうまく機能しません。そのため、市では自治意識を高めるため啓発活動や住民説明会を実施し、組織化を図ります。

組織化にあたっては、当面、モデル地域を数箇所指定し、行政と二人三脚の取り組みを進め、モデル地域との実績を踏まえて、他地域への組織化を図っていきます。

モデル地域の指定後、設立準備委員会を設け、地域の課題や問題点、ニーズ、地域の強みなどを行政職員と一緒に考えていきます。



第2 行政組織の整備

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
				H20	H21	H22	H23	H24
行政組織の 確立	(ア)専門部署の設置	コミュニティに関する行政窓口を一本化し、効果効率的なまちづくりを推進する。	人事課 行政改革課					→
	(イ)担当職員の配置	地域の総合的なまちづくりを支援する担当コーディネーターを地域に配置する。さらに、当該地域に住む職員も地域活動に参画する方策を図っていく。	人事課 行政改革課 地域振興課 生活安全課 生涯学習課					→
	(ウ)職員の意識改革	市民参画、市民協働に関して、職員研修会を実施する。	人事課 地域振興課					→
	(エ)組織づくり及び協働に関する推進体制の機能充実	全庁的に取り組む必要があるため、住民自治推進庁内推進検討会議を設置する。	地域振興課					→

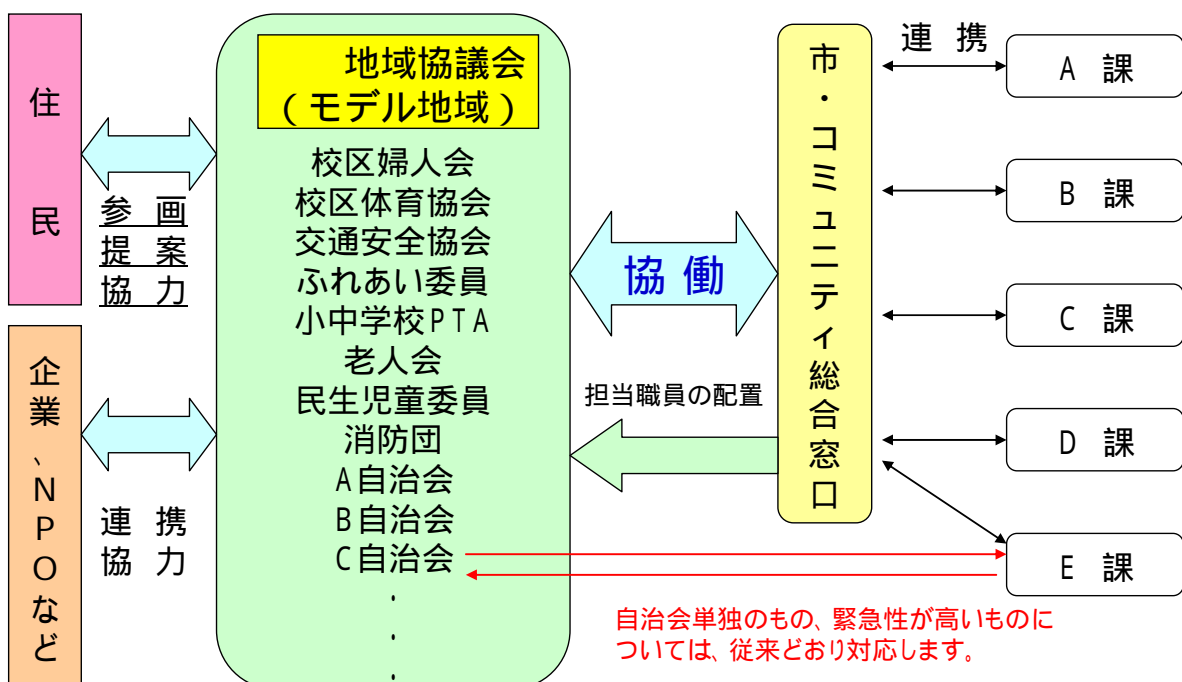
地域づくりに関する事務は、まちづくり、社会教育、環境美化、文化振興など、個別に行政組織規則の事務分掌で分けられており、それぞれの所管課が担当しています。

今後は、住民と行政の協働によるまちづくりや総合的なコミュニティ施策の展開を図っていくため、行政の窓口を可能な限り統合を図っていきます。

また、住民が主体となってまちづくりに取り組んでいくための行政支援として、総合的なまちづくりについて、コーディネートする職員の配置を行います。

職員については、住民と行政の協働について十分認識させ、担当業務においては、地域活動を意識した取り組みを行っていきます。

さらに、研修会や説明会を開催するなど、住民主体のまちづくりについて、職員の意識改革を進めていきます。



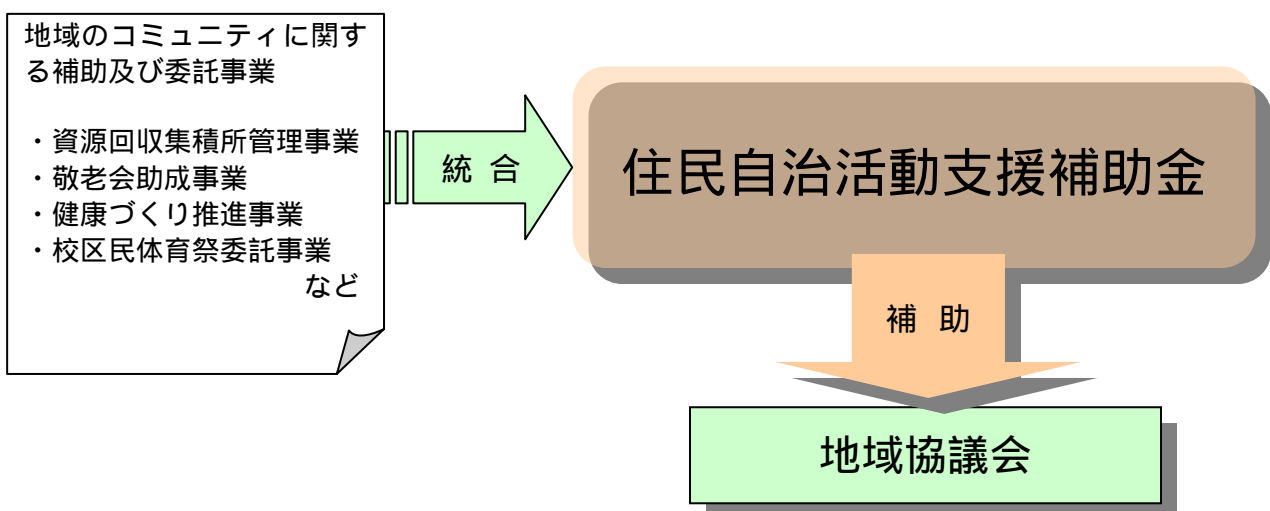
第3 補助制度の確立

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
				H20	H21	H22	H23	H24
住民自治活動支援制度 (補助金一本化)	(ア)補助制度の見直し	地域の活動運営費として、これまで個別に支出している補助金を見直し、可能な限り一本化し、地域住民の自己決定・自己責任での補助活用が行えるよう制度化を図る。	該当課					
	(イ)配分や運用ルールづくり	人口・面積規模、さらには地域特性をを十分考慮し、住民にわかりやすい、利用しやすい補助制度を確立する。(要領の制定)	地域振興課					

これから設置する地域協議会を中心に行政の持っている権限・財源を移譲し、地域活動を展開することにより、希薄になりつつある連帯感意識や地域社会に対する住民の無関心層の増大といった問題を解決していくとともに、地域と行政が対等な立場で「協働」してまちづくりを推進していく「住民自治によるまちづくり」を考えています。

平成22年度から、モデル地域となる「地域協議会」へ試験的に財源を移譲し、これを地域住民の知恵やアイデアによって地域の状況に応じた事業や活動に充てることができる「住民自治活動支援補助金」制度を導入します。

なお、本制度については、モデル地域との課題や問題点を抽出し、必要に応じ見直し、他地域へ情報を提供していきます。



第4 自治意識の高揚

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
				H20	H21	H22	H23	H24	
住民意識の高揚	(ア)自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めてもらうよう、各種媒体を活用したり、啓発パンフレットを作成し、自治意識の向上を図る。	地域振興課 該当課						▶
	(イ)伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子どもたちに継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流を図る。	該当課						▶
地域情報・行政情報の提供	(ア)情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課						▶
	(イ)ポータルサイト「ごろっと やっちょろ」の充実	住民と行政の双方向の情報交換ができるようポータルサイト「ごろっと やっちょろ」の提供を行い、コンテンツ等を充実させる。	情報推進課 広報広聴課						▶
	(ウ)出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に向いて説明を行うことで、市民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く市民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課						▶
広報活動の充実	(ア)広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等の活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ等を通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課 該当課						▶
広聴活動の充実	(ア)元気づくりトークや市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や市民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課						▶

これからのまちづくりは、一部の人たちだけが担うのではなく、そこに暮らすすべての住民が地域の担い手として考えなければなりません。

自分の住む地域の環境や快適な暮らしのための各種施策について、地域住民のみんなで真剣に考え、将来どのようなまちにしていきたいのか、そのために自分たちで何ができるかを考え、行動してもらうため、協働に関する情報提供や研修会、出前講座等、積極的な啓発活動を行い、住民自治意識の向上に努めていきます。

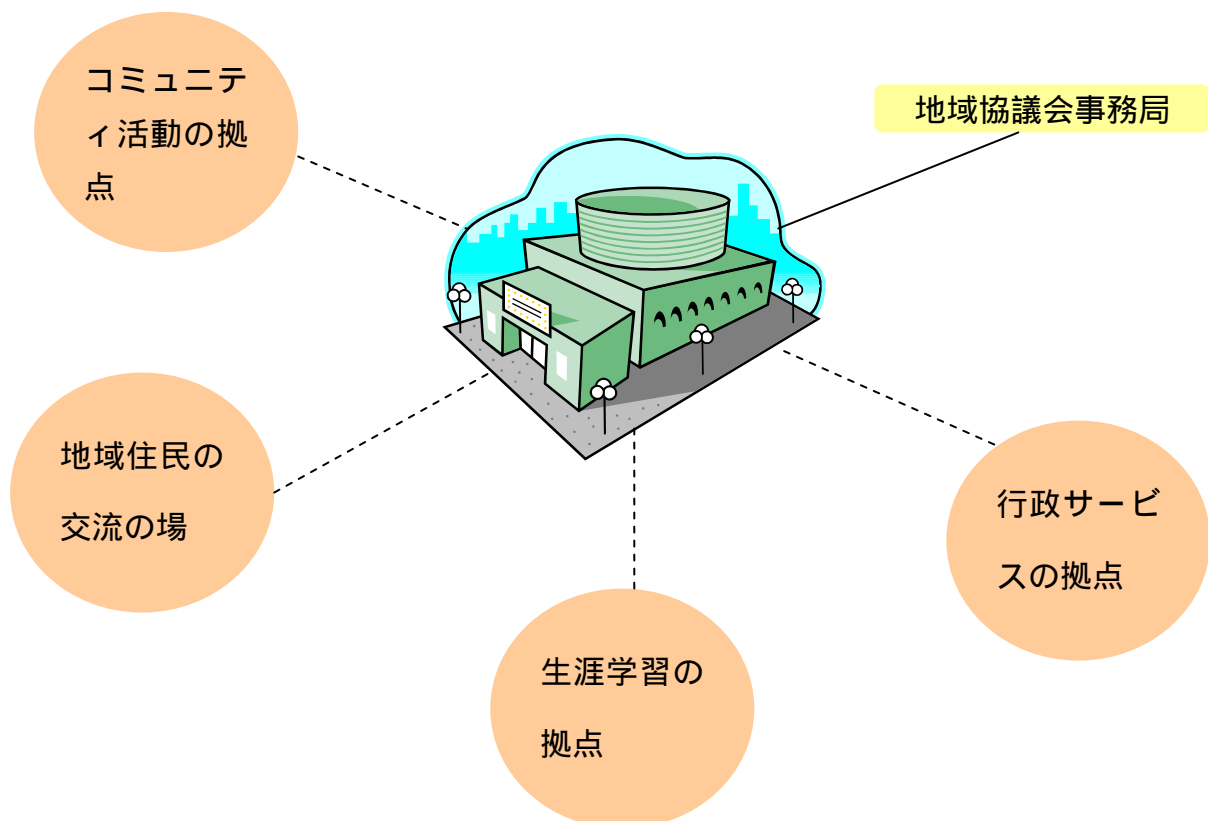


第5 拠点施設の機能充実

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
				H20	H21	H22	H23	H24
活動拠点施設の機能充実	(ア)活動拠点施設の位置づけ	新たな住民自治組織の総合的なまちづくりを行うため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づける。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課 農業振興課					→
	(イ)民間活力の導入	地域拠点施設を地域住民が主体となって、管理運営・企画等まで行えるよう構築し、自己決定・自己責任によるまちづくりを進める。	行政改革課 該当課					→

地域住民が主体となって、地域づくり、福祉活動等を実践していくため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置付けていきます。

また、地域住民の自己決定・自己責任のまちづくりと多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、モデル地域を対象に指定管理者制度の導入を模索し、住民の自治意識の醸成と経費の節減等を図っていきます。



指定管理者制度：多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減等を図ることを目的としています。

資料編

第1 地域協議会立ち上げ方法

地域協議会を立ち上げる手順方法を示します。

地域協議会の立ち上げは、まちづくりへのはじめの一步となります。しかし、組織を形式的に作っていても住民の方自らがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければうまく機能しません。

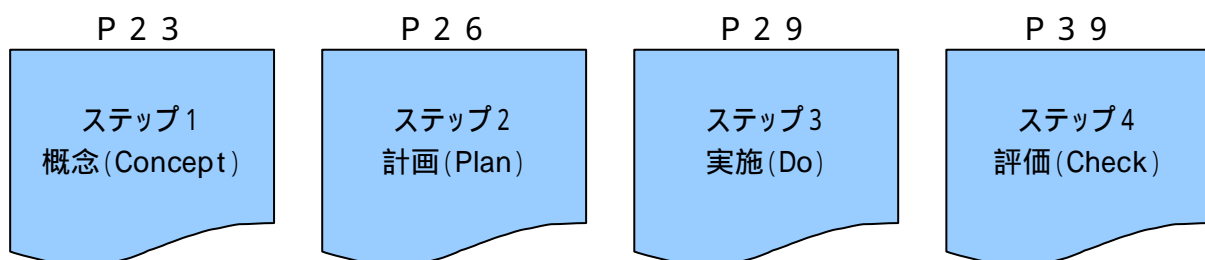
特に立ち上げにあたっては、市政協力員さん（町内会長）の考え方がカギを握りません。はじめの一步を踏むため、まずは小学校区単位で市政協力員等が集まり、組織化に向けた取り組みを始めましょう。

検討を行うにあたっては、想定エリア内で活動している各種公益活動団体の長などを設立準備委員会に入れて以下のことを協議していき機運を盛り上げていきます。

例 題) 自治会（町内会・区会）、校区婦人会、老人会、地域社会福祉協議会、民生・児童委員会など

特に女性の方の参画が非常に重要となります。これからの地域づくりに女性の感性や視点を取り入れることができるよう、設立準備委員会時から委員として入っていただくようにしましょう。

また、設立準備委員会を設置するにあたり、議事をスムーズに進行させるため、会長、副会長、書記等を設けて決めていきましょう。



活動を進めていくなかで、「計画 (Plan) 実施 (Do) 評価 (Check)」のサイクルを活用し、現実から理想へと段階的に進めていきます。

ステップ1 概念(Concept) 地域協議会立ち上げの概念を導き出します。

地域協議会を設置するにあたって、6つの項目を整理していきます。
たくさんの人たちと協議しながら整理すると地域の一体感の醸成が期待できます。

1、地域の思い（地域協議会を立ち上げる思いを整理）

将来どのようなまちにしていきたいのか、どのようなまちづくりをしていきたいのかを考えて、文書化していくことで地域の方向性が見えてきます。

2、地域のエリア（どの程度のエリアで組織化をつくるか）

組織化には、若い方の参加を考えると子どもたちを通じての連帯がもっともスムーズであり、また本市では既に小学校区を単位とした組織化ができています。そのため、小学校区を基礎に組織化することが、もっとも有効といえます。

しかし、合併して広範囲となり、それぞれ異なった地域の環境特性や歴史、文化等の実情も考えて、当該地域では、どの程度のエリアが適当かを考えていきましょう。

3、資源の整理（人材・構成団体・施設・文化・自然・資金等）

検討した地域エリア内にある資源について整理します。このとき、地域の強みと弱み（あるものないもの）の両方について考えていきましょう。これにより、より具体的に「地域で必要なもの、地域でできるものは何か」が見えてきます。

人 材：活動を行うリーダーはいるか

構成団体：組織化をするにあたり、どのような構成で組織化を行うか、

施 設：地域の拠点となる施設はあるか、またどんな設備があるか、特徴は

文 化：地域の祭り、文化財等はどのようなものがあるか

自 然：地域の自然環境はどのようになっているか、地域特徴は

資 金：予算はどのくらいあるか

4、ニーズの把握（地域のニーズをつかむ）

検討した地域エリア内に住む人たちは、日頃何を考えているのかを情報収集・整理します。どのようなニーズを必要としているのかを考えましょう。

【地域を取り巻く要因】

内的要因：地域で発生している課題・問題や既に取り組んでいるものはあるか

外的要因：社会的に発生している課題や既に取り組んでいるものはあるか

【地域住民の意識】

まちづくりへの関心はあるか、地域の行事に参加する人は多いか

5、概念を導き出す（1～4の内容から基本的な考えを出していく）

「地域の思い」+「地域のエリア」+「資源の整理」+「ニーズの把握」= 概念(Concept) となります。

当該地域エリアでは、どのようなまちにしていきたいのか、目指すべき方向性を示していきましょう。

6、地域の役割を整理する

当該地域にはどのような役割があるのかを整理していきます。なぜ、地域協議会を立ち上げて取り組みを実践していかなければならないのかを明確に示していきましょう。

（P24「概念整理シートで地域の想いを整理しよう！」参照）

概念整理シートで地域の想いを整理しよう！

23ページ 地域協議会立ち上げ(例)

地域立ち上げ

1、地域の思い(地域協議会を立ち上げる想いを整理)

例) 地域住民すべてが、地域づくりを理解してほしい。地域の各主体が連携しあって、地域の課題や問題点にあたって、安全・安心のまちづくりを進めていきたい。

2、地域のエリア(どの程度のエリアで組織化をつくるか)

例) 小学校区単位、旧小学校区単位、中学校区単位

3、資源の整理(人材・構成団体・施設・文化・自然・資金等)

例) 地域の拠点となる公民館がある。
地域福祉計画を策定している。
緑の回廊線がある。
地域にボランティア団体がある

4、ニーズの把握(地域のニーズをつかむ)

例) 子どもの数が多く、安全パトロールが必要。
高齢化率が高い。
住宅地で自治意識が希薄化している。

5、概念を導き出す(1~4の内容から基本的な考えを出していく)

例) 地域協議会で始める行政に頼らないまちづくり出していく)
例)

6、地域の役割を整理する

例) まちづくりは行政だけが行うものでなく、そこに住む我々地域住民も地域のまちづくりに取り組んでいく。そうすることにより、地域力を高めることができ、我々地域住民だけでなく、行政、ボランティア団体、企業等を巻き込んだ協働のまちづくりのシステムを構築する。

ステップ2 計画(Plan) 計画を立てていきます。

概要が導き出されたら、地域協議会をどのような形で立ち上げていくかを整理していきます。

整理するにあたっては、何を調べて、どのように整理し、どのように規定し評価し、実現可能な目に見える形としていくか、ということを経験せずスムーズに作っていくことが必要となります。そのため、6W2Hで要件を整理していくことがよいでしょう。(P27「6W2Hで地域協議会の設置方法を導き出しましょう！」参照)

1 WHAT(名称・概要)

地域協議会を立ち上げるにあたり、どのような名称がいいかを決めていきます。できるだけ、地域に馴染みやすい名称にするとよいでしょう。

2 WHY(ねらい)

地域協議会を設置して、どのような目的・目標を掲げて活動に取り組んでいくかを考えましょう。

キーワード：自己決定・自己責任、人権尊重、明るい地域社会づくり、総合的なまちづくり、連携・協力、自律のまちづくり

3 WHEN(いつ)

新たな住民自治組織の設置は、いつくらいを目標に設置するかを決めましょう。
目標設定した取り組み

4 WHO(事業の仕組み)

地域にある人材、公益活動団体、企業等はどのくらいあるのか、またどのような組織構成で取り組むのかをよく考えましょう。

5 WHERE(どこで)

今後活動するにあたり、活動の拠点とする施設をどこにするのかを考えましょう。

6 WHOM(対象者)

どの程度の組織構成にするのか、またどのような公益活動団体、企業等を入れるのかを考えましょう。

7 HOW(手段・方法)

組織を機能させるために、規約を作って、その中にどのような組織構成を盛り込んでいくのかを考えましょう。総会を開くのか、役員会、部会を設けるなど。

他市では、部会を設置して、部会の中に各種担当団体が入っています。

例) まちづくり部会：自治会、消防団、交通指導員、校区体育協会等

健康福祉部会：老人クラブ、民生・児童委員、特別養護老人ホーム等

青少年育成部会：小中学校PTA、地域婦人会等

8 HOW MUCH(予算・経費)

地域活動を実施するため、事業資金はどのように集めるのかを考えましょう。

自主財源として、1世帯あたり、どの程度負担を求めるのか、コミュニティ新聞掲載広告料を求めるのか、寄付を募るのか、市からの委託を受けるのかなど。

6W2Hで地域協議会の設置方法を導き出しましょう！

25ページ 6W2H(例:地域協議会設置について)

<p>WHAT (名称・概要)</p> <p>親しみやすいネーミング</p> <p>例) 地域協議会</p>	<p>WHY (ねらい)</p> <p>具体的な目的・目標に落とし込む</p> <p>例) 地域協議会を立ち上げ、自己責任・自己決定のもと、地域の総合的なまちづくりを進める。</p>	<p>WHEN (いつ)</p> <p>設置時期はいつか</p> <p>例) 平成21年4月1日</p>
<p>WHO (事業の仕組み)</p> <p>誰が主体的に実施するか 組織に関わる人や団体との連携はどうか</p> <p>例) 構成団体で運営する。</p>	<p style="text-align: center;">概 念</p> <p>例) 地域協議会で始める行政に頼らないまちづくり。</p>	<p>WHERE (どこで)</p> <p>拠点となる施設はどこにするか</p> <p>例) 公民館</p>
<p>WHOM (対象者)</p> <p>誰を対象に実施するか 構成人数は何人か</p> <p>例) 老人会、校区婦人会、体育協会、PTA など</p>	<p>HOW (手段・方法)</p> <p>何を主体にプログラムを構成するか 規約はどうか</p> <p>例) 規約を設ける。事務局を置き、総会、役員会、部会を設置し、地域で必要と認められる事業の実施を行う。</p>	<p>HOW MUCH (予算・経費)</p> <p>実施の予算は 地元負担はどうか</p> <p>例) 地元負担はせず、各自治会からの負担金にて活動する 自主財源に努める。市の活動助成金にて公益活動を行う 会計処理の透明性を図る</p>

ステップ3 実施(Do)地域協議会の設立・運営

設立に向け規約(案)、役員(案)、事業内容(案)を地域住民出席のもと、設立総会を開いて決めていきます。

(案)を作るにあたっては、設立準備委員会会長がリーダーとなって作成していきます。

下記に示す7つの項目を順序よく進めていきましょう。

- 1、地域協議会の規約(案)を作っていきます。
- 2、役員(案)を決めていきます。
- 3、事業計画(案)を作成します。
- 4、予算書(案)を作成します。
- 5、設立総会を開きます。
- 6、地域協議会設立申請
- 7、パートナーシップ協定を結びます。

1、地域協議会の規約(案)を作っていきます。

自分たちの住むまちづくりを進めるにあたり、組織運営のルールづくりを行います。地域の範囲や役員、会費等をきちんと文書にしておくことで、会員みんなに開かれた運営ができ、住民の参加が促されます。(P31「規約をつくろう!」参照)

【規約に盛り込むべき内容例】

名称

地域協議会の名称を掲載します。必ずしも 地域協議会とする必要はありません。

目的

会の設立趣旨を示し、活動を行う上での基本理念となります。例えば、「住民の福祉と相互の親睦」や「互いに支えあい、明るく住みよい地域づくり」など。

事業

目的を達成するための事業を分野別に整理していきます。例えば、「関係機関との連携協力」や「交通安全の推進」、「防犯・防災」、「環境・リサイクル」、「人権啓発」、「健康づくり」など

構成

原則として、「区域」に住むすべての住民が対象となりますが、小学校区単位を基礎とした広いエリアとなるため、自治会や各種公益活動団体で構成することが望まれます。

役員

代表者（会長）は必ず1人は決めます。他に会長を補佐する副会長や会計処理を担当する「会計」、会計を監査する「監事」が一般的です。また、役員の任期や報酬等も掲載していきます。

会議

全員が出席する「総会」をはじめ、役員会、部会などの開催時期や招集方法、議決事項を会議の種類別に掲載していきます。

事業計画・予算・会計

事業計画に基づき、予算を積み上げていきます。その地域協議会の運営・活動の資金を何をもって充てるかを掲載します。例えば、「一世帯あたり、年1千円」「自治会の分担金、助成金、寄付金及びその他の収入」など

2、役員(案)を決めていきます。

地域協議会を効果的に、円滑に進めていくには、会長を始めとした役員による執行体制の役割が重要となります。

役員は、設立準備委員会での立候補及び候補者の選出を行った後、設立総会で投票や承認を行います。

なお、役員の選出にあたっては、女性や若い世代の登用を積極的に行ってください。

3、事業計画(案)を作成します。

地域協議会の運営や活動を確実に進めていくためには、財政の確立が大切となります。

事業計画は、地域活動をどのように進めて自分たちのまちを住みよいまちにしていくかの具体的な内容です。できるかぎり多くの意見を聞き、事業計画に反映させ、地域住民みんなが参加できるような事業内容や実施方法を工夫するなどの配慮が必要となります。（P35「事業計画をつくろう！」参照）

4、予算書(案)を作成します。

予算は、事業計画に基づいて編成します。予算は、会員（住民）から集めた（自治会の負担金から）大切な会費（負担金）の使い道を示したものとなります。

正確にわかりやすく作る必要があります。（P36「予算書をつくろう！」参照）

5、設立総会を開きます。

総会は、会員（住民）の総意で会の方針を決定する最高議決機関となります。できるだけ、多くの住民に参加してもらうことが重要です。これからの地域のまちづくりを自分たちで行っていくことを宣言する場ともいえます。設立に向けた準備の経緯から、当該地域の今後のまちづくりの方向性について理解してもらいながら総会を進めていきます。（P37「総会を開こう！」参照）

総会出席については、総会会場の規模や地域世帯数によって、それぞれやり方が違ってきます。設立準備委員会時にどの程度の出席を求めるかを十分検討してください。

6、地域協議会設立申請

設立準備委員会での協議が終了し、設立に向けた準備が整ったら、市に対し、地域協議会設立に関する届出を行っていただきます。

地域協議会に関する要綱は、別途作成しますが、地域協議会届出書と関係書類（2，3で検討した役員と規約）を提出することで調整します。

7、パートナーシップ協定を結びます。

市では、地域協議会を対等のパートナーとして、まちづくりに取り組んでいきます。いわば、公共という空間を地域協議会と行政とで担い、それぞれが果すべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係を築いていきます。

具体的な協定内容は、別途定めていきますが、先進地での事例を紹介します。

例) 先進地での協定内容

- 1、協働の目的
- 2、協働に関する原則
- 3、役割と責務に関する約束
 - (1)「地域協議会」の役割と責務
 - (2)市の役割と責務
- 4、協定に基づく連絡調整
- 5、協定の有効期限
- 6、契約終了後の役割について
- 7、その他

規約をつくろう！

28ページ 地域協議会規約(例)

地域協議会運営規約

(名称)

第1条 この会は、 地域協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、 地域を広域的コミュニティ範囲とし、その活動拠点である
公民館（コミュニティセンター）を中心として、地区住民の総意に基づき連携協
調して、地域活動等の活性化を図ることにより、住み良いまちづくり、人づくりを
推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の次号に掲げる事項を協議し、必
要な施策を推進する。

- (1) 公民館（コミュニティセンター）の管理運営に関する事項
- (2) 地域の総合的施策に関する事項
- (3) 地域内各団体の事業活動に関する事項
- (4) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項
- (5) 地域の広報宣伝に関する事項
- (6) 地域のまちづくりのためのイベント等に関する事
- (7) 市行政サービスの実施に関する事項
- (8) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は 地域の住民をもって組織する。
2 地域とは、 の行政区とする。

(役員並びに任務)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 区長会（自治会）代表 | 5名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 部会長 | 名（部会数による） |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

- 2 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 区長会代表は、各自治会を代表する者であり、各自治会間の連絡調整等を行うものとする。

- 5 事務局長は、協議会運営に関する事務を管掌するとともに、センター事業に関する管理運営、各組織や行政との連絡調整を行う。
- 6 部会長は、部会を統括する。また、部会員の意見等を集約し、役員会に提議するとともに、役員会の審議内容等を部会に報告する。
- 7 会計は、協議会の会計業務を処理する。
- 8 会計監査は、協議会の会計業務を監査する。
- 9 役員には、活動費を支給する。役員の活動費については、別に内規で定める。

(役員・代議員の任期)

第6条 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長は、前項による欠員を補充したときは、役員会で承認を受け、総会にこの旨を報告しなければならない。

(自治会長及び自治会)

第7条 区長会は、第4条第2項に掲げる地域内の会員の総意に基づき選出された自治会長により構成する。

- 2 区長会は、協議会の円滑な運営及び施策の推進に努めるものとする。
- 3 自治会長は、地域協議会が市から受けた業務のうち、当該地域に関する業務を担うものとする。
- 4 前項の業務の遂行に対し、予算の範囲内において自治会長に報償費を支給する。
- 5 役員会と自治会長は必要に応じて、連絡調整会議を行うものとする。

(部会の設置)

第8条 本会事業を推進するため次の部会を置く。

- (1) まちづくり部会
 - (2) 青少年育成部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 公民館活動部会
- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長となる。部会長に事故あるときは、副部会長がこれを代行する。
 - 4 部会の書記はそれぞれの部会で選出するものとし、議事録を事務局に提出する。
 - 5 部会を構成する団体及び活動内容は別表第1に定める。
 - 6 総会が必要と認めた場合は、新たに部会を設置することができる。

(会議及び成立要件等)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会及び前条の各部会とし、会議構成員の人の出席をもって成立する。決議はその過半数の同意を要する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 総会は、別表第2に掲げる行政区から選出された代議員で構成する。定期総会は毎年、年度始めに会長が招集する。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は、役員会の過半数（委任状を含まない）の要請があったとき、会長が招集し、開催することができる。
- 4 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 5 役員会は、第5条で定めるもので構成し、原則として毎月1回、会長が招集し、議長となる。ただし、会計監査は除く。

（総会）

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- （1）事業計画・事業報告に関する事項
- （2）予算・決算に関する事項
- （3）規約の改廃等に関する事項
- （4）新役員の承認及び紹介に関する事項
- （5）その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

（役員会）

第11条 役員会は、次の各号に掲げる事項を協議、審議する。

- （1）年間事業計画の策定に関する事項
- （2）予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項
- （3）規約の改廃及び規定の制定または改廃に関する事項
- （4）部会活動の支援及び助言に関する事項
- （5）行政当局との案件に対する各種事項の処理に関する事項
- （6）その他会長が必要と認めた事項

（情報公開）

第12条 協議会の会議・議事録等については、原則として公開する。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、公民館（コミュニティセンター）内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務員を置く。
- 3 事務局の任務は次のとおりとする。
 - （1）事業計画の立案に関する事
 - （2）予算・決算・実績報告に関する事
 - （3）協議会の運営に関する事
 - （4）部会間の事業活動の総合調整に関する事
 - （5）各部会活動の指導・助言に関する事
 - （6）行政・その他関係団体との連絡調整に関する事
 - （7）総会、役員会の書記に関する事

（経費）

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、委託料、交付金、利用料金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(負担金)

第 15 条 協議会を円滑に運営するため、地域住民は、原則として、1 世帯あたり、月額 50 円の負担金を納入するものとする。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 一部改正 平成 年 月 日

3 一部改正 平成 年 月 日

事業計画をつくろう！

29ページ 地域協議会事業計画(例)

区分	事業項目	活動内容	部会・団体名
(1)から(9)に関する事業	(1)生涯学習に関する事業	・公民館講座 ・パソコン教室	例) 老人会
	(2)スポーツ・レクリエーションに関する事業	・ゲートボール大会(6月:12チーム参加予定) ・校区民体育祭(10月:500人参加予定)	例) 体育部会 例) 校区体育協会
	(3)子育て支援に関する事業	・子育て悩み相談窓口の設置	例) 校区婦人会
	(4)高齢者の生きがいづくりに関する事業	・一人暮らし見守り運動の実施(随時) ・敬老会の実施(9月実施)	例) 老人会 例) 福祉部会
	(5)青少年育成に関する事業	・子どもたちへの声かけ運動(随時) ・夜間パトロール(7月・8月実施)	例) 校区婦人会 例) P T A
	(6)ごみ減量・リサイクル推進に関する事業	・不要品交換会(フリーマーケット)(4月) ・資源回收集積所業務(月2回)	例) まちづくり部会 例) 自治会
	(7)交通安全の推進に関する事業	・交通安全運動(春・夏・秋・年末) ・街頭指導(通学路主要地点)	例) 交通安全部会 例) 交通指導委員会
	(8)健康づくり活動に関する事業	・がん検診(7月:30人参加予定) ・ウォーキング大会(1月:100人参加予定)	例) 福祉部会 例) 校区社会福祉協議会
	(9)環境美化に関する事業	・校区一斉清掃(毎月一回)	例) 環境衛生部会
	(10)防犯・防災に関する事業	・校区防災訓練(10月:100人参加予定) ・年末夜警(年末実施)	例) 防犯・防災部会 例) 地域消防団
自主事業(11)	まちづくりに関する事業	・ふるさと祭り(夏:500人参加予定)	例) まちづくり部会 例) 自治会
	文化活動に関する事業	・校区民文化祭(11月:300人参加予定)	例) 文化部会 例) 自治会
	広報活動に関する事業	・コミュニティ新聞の発行(年3回)	例) 広報部会 例) P T A
事務事業	公民館(コミュニティセンター)管理事業	・窓口業務 ・利用料金の徴収業務	例) 総務部会 例) 事務局
	事務局運営に関する事業	・事務経費 ・人件費	例) 総務部会 例) 事務局

予算書をつくろう！

29ページ 地域協議会事業収支計画書(例)

(収入)

区分	予算額	内訳
繰越金	円	事業費繰越金 事務費繰越金
会員負担金(自治会負担金)	円	2,000世帯×600円(年間)
地域協議会自主財源	円	フリーマーケット収入、農産物の販売、 広告料、寄付金
市委託料	円	公民館管理運営費(指定管理者 制度)、資源分別管理業務
公民館使用料	円	公民館の利用料金
市補助金	円	まちづくり補助金
雑収入	円	預金利息、北°代、自販機代等
	円	
合計	円	

(支出)

	区分	予算額	内訳
事業費	社会教育費(1)	円	・パソコン教室事業
	体育振興費(2)	円	・校区民体育祭事業費
	健康福祉費(3)(4)(8)	円	・いきいきサロン、敬老会
	青少年育成費(5)	円	・夜間パトロール反射ベスト購入
	環境費(6)(9)	円	・ごみ分別指導費・フリーマーケット ・線除草・ごみ拾い費
	交通安全対策費(7)	円	・交通指導費ジャンパー購入
	防犯・防災費(10)	円	・防災訓練の実施炊き出し等代
	まちづくり費(11)	円	・公民館祭り・校区文化祭 ・HP管理費、協議会だより発行
		円	
	小計	円	
事務費	人件費(事務職員費)	円	・臨時雇用職員賃金
	報償費	円	
	研修費	円	・役員研修会
	交際費	円	・慶弔他
	役務費	円	・電話、郵送料
	印刷費	円	・コピー代
	消耗品費	円	・インク代、文具代、軍手購入
	備品購入費	円	・パソコン購入、金ばさみ購入
	予備費	円	
		円	
	小計	円	
	合計	円	

総会を開こう！

30ページ 地域協議会設立総会の手順例

開 会

初めの司会者は、設立準備委員会の役員（例えば副会長）が行うのが一般的といえます。定刻になって出席者数が定足数に達した場合は、直ちに開会を宣言します。

会長あいさつ（設立準備委員会会長）

これまでの経緯等についてあいさつを行います。

議長選出

議長の選出には自薦と他薦があります。どちらの場合も出席者の同意が必要となります。

定足数の報告・総会成立の宣言

議長は、出席者数を確認した上で、定足数に達したため総会が成立したことを宣言します。

議事録署名人の選出

議事録には、議長のほか出席者の中から選出された2～3名の会員（住民）が署名するのが一般的です。

議案審議

第一号議案 役員選出

第二号議案 事業計画（案）

第三号議案 年度予算（案）

閉 会

ステップ4 評価(Check)効果を判定します。…振り返り

地域協議会を無事設立し、年間を通して事業を行っていくうちに、いろんな課題や問題点が見えてきます。

これまでの活動を振り返り、問題点や課題を整理して、次年度に反映させていきます。

- 1、参加者はどうだったか
- 2、住民の意識は高まったか
- 3、業務が一部の人に集中していないか
- 4、新たな課題が発生していないか
- 5、予算規模にあった事業展開ができたか
- 6、自主財源の確保はできたか
- 7、その他

第2 協働事業抽出資料

この資料は、各部各課で行っている事業の中で、「今後も住民に理解を得るために必要な事業」、「個人・各種団体と連携し、協働で進めるまちづくり事業」及び「新たに協働で実施する計画がある事業」を把握し、本市における協働事業として抽出したものです。行動計画体系図を基に、推進事項、実施内容及び実施スケジュールを明記しています。

【計画書の見方】

(1) 掲載している内容は、「 施策体系 (2) 実施計画の柱」を転記しています。

(2) 「実施スケジュール」欄に示している記号の意味は下記のとおりです。

- 「 」・・・調査、検討、準備の場合
- 「 」・・・一部実施、試行の場合
- 「 」・・・実施、達成、終了の場合
- 「 」・・・継続して推進する場合
- 「 」・・・実施後、引き続き推進の場合

1、信頼される行政運営

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
1	市民参加による開かれた行政運営								
(1)	総合計画の推進	(ア)総合計画の進行管理	総合計画の進行管理及び検証にあたっては、市民の幅広い意見聴取に努め、市民参画を図っていく。	企画調整課					
(2)	財政運営健全化事業	(ア)予算編成情報・財政状況の情報提供	・当初予算、補正予算及び決算についての概要を公表する。 ・企業会計方式の財務諸表(バランスシートなど)を作成し公表する。	財政課					
(3)	職員研修事業	(ア)職員研修の充実	より住民に近い視点で行政運営ができるよう、関係部署との連携を図りながら研修内容を検討し、「地域住民と協働」ができる職員の育成を図る。	人事課					
(4)	地域情報化推進事業	(ア)地域情報化計画の策定・推進	情報化計画の策定団体において、市民アンケートを行い意見を募集(アンケート、情報化懇話会)し反映させる。	情報推進課					
(5)	市民意見の反映	(ア)パブリックコメント制度	「パブリックコメント制度」を確立することにより、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り計画等に反映させていく。	企画調整課					
(6)	監査事業	(ア)監査報告のホームページの活用	市民との情報共有化を図る観点から、市ホームページに監査結果を公開し、情報提供に努める。	監査委員事務局					

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
(7)	国際化推進事業	(ア)国際理解講座の開催	市民主体の国際交流を推進するため、異文化交流の場としての国際理解講座を開催し、国際的な相互理解を図り、国際交流に関心の高い人材の育成に努める。	秘書課					→
		(イ)市民主体の国際交流支援	市民や民間団体等が行う国際的な交流活動に対して、表敬訪問の対応やホストファミリーの紹介などの支援を行い、市民主体の国際交流を推進する。	秘書課					→
		(ウ)国際交流事業補助金制度	組織的かつ継続的に国際交流を行う民間団体で市内に活動拠点を有し、本市の国際交流の促進に寄与すると認められるものに対して補助金を交付し、市民主体の国際交流を推進する。	秘書課					→
(8)	北海市交流事業	(ア)情報提供	友好都市北海市との交流への理解が広く得られるよう交流事業の状況を市民に周知し、市民参加から市民主体へと発展するよう支援する。	秘書課					→
(9)	市の花・木・鳥の制定	(ア)市民参加型の整備	市の花・木・鳥の制定にあたっては、市民の意見を聴くための機関として「八代市の花・木・鳥選定委員会」を設置し、市民参画の機会拡充を図る。	秘書課					
2	行財政改革の推進								
(1)	行財政改革推進事業	(ア)行財政改革推進計画進捗状況の公表	行財政改革実施計画の進捗状況等について、広報紙やホームページ等により公表する。	行政改革課					→
(2)	民間委託等事業	(ア)指定管理者制度の導入	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。	行政改革課 該当課					→
		(イ)「民営化等推進事業(八代市版市場化テスト)」の導入	市が実施している業務を民間の視点や創意工夫を活用することにより、市役所業務の改善、民営化等を進め、より質の高い公共サービスと経費の節減を図る。	行政改革課					→

2、協働事業の推進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
1	誰もがいきいきと暮らすまち								
(1)	人権啓発事業	(ア)人権セミナーの開催	八代地域関係学校人権教育主任・主催者等連絡会と共同でセミナーを企画、実施する。司会進行などの運営は市民団体等にゆだねている。	人権政策課					→
		(イ)人権フェスティバルの開催	八代地域関係学校人権教育主任・主催者等連絡会と共同でセミナーを企画、実施する。司会進行などの運営は児童生徒らが主体的に行っている。	人権政策課					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
		(ウ)情報誌発行	専門委員の意見を聞いて、情報誌を作成、発行する。	人権政策課					→
(2)	青少年健全育成事業	(ア)社会を明るくする運動の実施	企画、実施を八代地区保護司会と共催で中高生を対象に行事を開催する。	人権政策課					→
		(イ)青少年指導員の活用	青少年指導員を対象に研修会等を開催し、情報提供を行い、青少年の非行防止や健全育成に地域で取り組んでもらうことを目的とする。	人権政策課					→
(3)	人権教育事業	(ア)社会教育における人権教育の推進	機会をとらえ人権学習会等を実施し、人権意識の高揚を図り、人権のまちづくりを推進する。	生涯学習課					→
		(イ)小中高生の学習支援、地区内住民の解放学習の実施	人権同和教育、人権啓発に関する施策の推進を図り、地域住民の利用促進を図る。	生涯学習課					→
(4)	男女共同参画推進事業	(ア)いっそDEフェスタの開催	男女共同参画社会づくりを推進するために開催している「いっそDEフェスタ」を市民団体に委託することにより、団体の自主的な企画・実施を導入し、広がりのあるイベントとする。	人権政策課男女共同参画推進室					→
		(イ)情報誌発行	市民団体、公募による編集委員を委嘱して、情報誌を作成、発行する。	人権政策課男女共同参画推進室					→
		(ウ)セミナー開催	企画、実施を市民団体、公募の市民に委託して、セミナーを開催する。	人権政策課男女共同参画推進室					→
(5)	市民活動啓発事業	(ア)NPO入門セミナーの開催	NPO活動やボランティア活動に関する概念的な知識を提供することで、NPO活動を始めるきっかけとしてもらうことを目的とする。	生活安全課					→
		(イ)NPO設立チャレンジ講座の開催	具体的にNPOを設立する際に参考になる情報の提供やワークショップでの設立作業などを体験してもらい身近に活動を始めるきっかけとしてもらうことを目的とする。	生活安全課					→
(6)	予防接種事業	(ア)予防接種の広報・勧奨を行い接種率を高める。	予防接種の手引きの配布、市報掲載、はがき勧奨、学校、保育園等を通じてのお知らせの配布等積極的に行っている。	健康増進課					→
(7)	健康づくり啓発事業	(ア)ふれあいフェスタの開催(社会福祉協議会との共催)	市民や健康づくり団体等の協議により健康フェスタを開催する。	健康増進課					→
(8)	やつしる歯の祭典	(ア)歯科医師会との共催	歯の衛生週間の一環として、八代歯科医師会等関係団体と協力して、歯の健康づくりを推進する。	健康増進課					→
(9)	健康づくり推進協議会	(ア)地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助	地域健康づくり推進連絡協議会を開催し、地域と一体となった健康づくりを実施する。	健康増進課					→
(10)	栄養改善対策事業	(ア)ボランティア(ヘルスメイト)の育成と活動の拡大	食生活改善推進員を養成し、食生活改善による健康づくりを普及啓発する。	健康増進課					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(11)	母子保健推進事業	(ア)各種母子保健事業を実施し、母子の健康増進を図る	広報や、家庭訪問等を通じて、確実な母子保健事業を提供するとともに、母子保健や子育て支援関係者とのネットワークを構築し、相談や指導が必要なケースを迅速に把握し、的確に対応する。	健康増進課						→
(12)	救急医療対策事業	(ア)救急医療に関し、市民の視点に立って評価を行う。	八代保健所が主宰する八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会等を通じ市民が安心できる救急医療の実現を図る。	健康増進課						→
(13)	ファミリー・サポート・センター事業	(ア)会員の募集及び育児の援助活動の促進	ショッピングセンター2階に事務局を開設した同事業の運営を子育てサークルに委託し、子育て当事者の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども家庭課						→
			地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う同事業を促進する。	こども家庭課						→
(14)	児童虐待防止事業	(ア)要保護児童を取り巻く地域の関係機関等との連携	要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関と連携、協力し要保護児童の早期発見、早期対応に努める。	こども家庭課						→
(15)	次世代育成支援推進事業	(ア)次世代育成支援行動計画の策定並びに計画の実行に対する評価及びその公表	少子化対策を目的とする同計画については、21年度までの前期計画は、評価委員会により検証した結果を毎年度ホームページ等に公表し、22年度からの後期計画は、一般の子育て支援関係者を含む策定委員会により21年度に策定する。	こども家庭課						→
(16)	放課後児童健全育成事業	(ア)保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童への適切な遊び及び生活の場の提供	保護者会等民間団体へ事業の運営委託を行い、地域における子育て支援を推進する。	こども家庭課						→
(17)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	(ア)一時的に日常生活に支障が生じた場合や生活に不安定な場合のひとり親家庭に対し家庭生活支援員を派遣	母子寡婦福祉連合会へ事業の運営委託を行い、ひとり親家庭の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども家庭課						→
(18)	つどいの広場事業(こどもプラザ分)	(ア)子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る常設の場の開設	ショッピングセンター2階に開設した同事業の運営を子育てサークルに委託し、子育て当事者の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども家庭課						→
(19)	地域子育て支援センター事業	(ア)地域の子育て家庭に対する育児支援	育児講座や育児相談、一時保育、情報提供などを通して、子育てを支援する。	こども家庭課						→
(20)	私立保育所等保育委託事業	(ア)家庭での保育に欠ける児童の保育を、私立保育所に委託して実施	市は私立保育所等の設置者と、設置者は入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	こども家庭課						→
(21)	公立保育所運営事業	(ア)家低での保育に欠ける児童の保育を、公立保育所において実施	入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	こども家庭課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(22)	八代市地域福祉計画の推進	(ア)地域福祉活動の推進 ・人材育成 ・組織、団体の支援	社会福祉協議会をはじめとする市民、福祉関連事業所、NPO、ボランティア団体など、地域福祉の活動主体と相互に連携を図りながら、一体的に地域福祉活動を推進する。	障がい福祉課						→
(23)	民生児童委員関係事業	(ア)民生委員活動経費等	民生委員・児童委員は地域の中で福祉に関する相談や支援を行う重要な役割を担う地域福祉の中心的人材であるため、民生委員の活動支援を通じて住民福祉の向上を図る。	障がい福祉課						→
(24)	八代市総合福祉センター管理運営事業	(ア)総合福祉センターの管理運営	総合福祉センターの適切な管理運営により、社会福祉の増進と生活の向上を図る。	障がい福祉課						→
(25)	障害者社会参加促進事業	(ア)障害者スポーツ大会開催	障害者スポーツ大会の開催により、ボランティア団体、小学生や体育指導員等の協力を得て、スポーツを通じた障害者の社会参加促進に寄与すると共に、市民の障害に対する理解を深める場とする。	障がい福祉課						→
(26)	相談支援事業	(ア)自立支援協議会の設置	地域の障害福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場である協議会に、専門家だけでなく、障害当事者やその家族に参加いただき、事業の評価・見直し等を進めていく。	障がい福祉課						→
		(イ)ピアサポートの実施	障害当事者が他の障害者の活動をサポートする形で、障害者の地域交流や自己啓発等の社会参加を図る。	障がい福祉課						→
(27)	介護保険事業計画策定経費	(ア)広報紙、ホームページの活用及びアンケート実施	平成21年～23年を事業運営期間とする介護保険事業計画を策定するにあたり幅広く利用者等の意見を反映させるためアンケート等を実施する。	高齢者支援課						
(28)	介護予防事業	(ア)ボランティア(筋ベル会)の育成と活動の拡大	住民(ボランティア)と行政が一緒になって、高齢者筋力アップ体操を普及することにより、高齢者の健康増進と寝たきりの予防を図る。	高齢者支援課						→
(29)	国民健康保険運営協議会	(ア)国保運営協議会を設置し、重要事項について様々な立場での意見を求め協議を行う	国保運営協議会の委員の内、被保険者を代表する委員2人の公募を行い被保険者の視点に立った意見評価をいただきながら、国保運営に関する重要事項を協議していく。	国保年金課						→
2	郷土を拓く人を育むまち									
(1)	教科指導及び教材充実事業	(ア)総合的な学習の時間をはじめ、特色ある学校づくりを推進	各学校で行う総合的な学習の時間において、地域住民の中から講師を招聘し、環境問題や福祉問題等について講話をしてもらったり、自然体験・農作業体験の講師をしてもらっている。地域と学校をつなぐことを推進している。	学校教育課						→
(2)	学校評議員事業	(ア)保護者や地域住民などの教育に関して理解や識見をもつ方のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱し、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べる	保護者や地域住民の意見や意向を聞いて、教育方針や計画などの決定・実施に生かし、地域に期待される特色ある学校づくりを進めていく。	学校教育課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
(3)	通学路等安全対策事業	(ア)学校安全ボランティアの組織化の推進	各小学校区において、PTA、老人会などの協力を得ながら安全ボランティアの組織化を推進し、登下校の見守り活動の充実を図る。	健康教育課					→
		(イ)安心・安全な学校・地域づくり推進フォーラムの開催	教職員、PTA、安全ボランティア等に参加呼びかけ、幼児児童生徒の安全確保の在り方について協議し、安心・安全な学校・地域づくりを推進する。	健康教育課					→
(4)	教育研究校推進事業	(ア)子どもの体力向上に係る実践活動	子どもの体力の現状や生活習慣の実態を把握し、学校、家庭、地域が連携し、子どもの体力向上を目指して様々な活動を実践する。	健康教育課					→
		(イ)食育に関する体験活動	地元生産者やJA等と連携し、土作り、栽培、収穫から調理等を体験し、食に対する喜びや感謝の念を持たせる取組を推進する。	健康教育課					→
(5)	不登校児童生徒の適応指導事業	(ア)不登校児童生徒に対する専門的な適応指導の実施	専任の指導員を配置し、地域団体の協力を得ながら、専門的な教育相談、適応指導や自然、体験的活動を実施し、学校、社会への適応力、自立心を養成する。	健康教育課					→
(6)	青少年体験活動	(ア)二見自然の森、さかもと青少年センター等において野外体験、宿泊体験等を実施	各施設において地域団体の協力を得て、地域の特性を活かした青少年の自然体験活動を実施する。	生涯学習課					→
(7)	放課後子ども教室	(ア)住民等の協力を得て学習活動、文化活動、集団遊び等を実施	小学校の空き教室等を利用して、地域住民の協力を得ながら推進する。	生涯学習課					→
(8)	公民館活動事業	(ア)公民館講座、地域交流事業、自治公民館支援事業、総合社会推進事業	地域の学習拠点としての機能を発揮し、学校、家庭及び地域社会と連携して、地域に密着した活動を推進する。	生涯学習課					→
(9)	生涯学習推進事業	(ア)家庭教育学級、婦人学級、高齢者教室等生涯各期における学習支援	ニーズに応じた講座を企画立案し、多様な学習機会の提供に努める。	生涯学習課					→
(10)	地域スポーツ振興事業	(ア)総合型地域スポーツクラブの設立	地域スポーツ活動を推進するために、地域住民主体の総合型地域スポーツクラブを育成し、その運営を支援する。	スポーツ振興課					→
(11)	生涯スポーツ活動推進事業	(ア)市民体育祭の開催	各競技種目を各校区対抗による競い合う中央大会、各校区における地域住民が参加する校区民体育祭、ニュースポーツの普及を目的としたニュースポーツ大会を開催し、スポーツの必要性の啓発を図る。	スポーツ振興課					→
(12)	スポーツ施設管理運営事業	(ア)多様化する利用者のニーズに対応	スポーツ施設利用者と意見交換を行い、事業の見直しを行っていく。	スポーツ振興課					→
(13)	スポーツ施設予約案内システム運営事業	(ア)施設利用予約の利便性の向上	スポーツ施設利用者と意見交換を行い、事業の見直しを行っていく。	スポーツ振興課					→
			インターネット上で施設の予約が出来るようにする。	スポーツ振興課					→
(14)	八代市文化振興計画の策定	市民参加による策定懇話会の設置	民間人で構成する「文化振興計画策定懇話会」で計画案審議後、パブリックコメントに付し、策定に反映させる。	文化課					

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(15)	文化団体助成金	(ア)文化団体の活動支援	本市の文化の振興のために、文化団体の助成、大会の開催や参加への補助を行い、文化活動の支援を図る。	文化課						→
(16)	文化財保護委員会費	(ア)適切な文化財保護の推進	八代市文化財保護委員会設置条例に基づき、文化財の指定や保護について文化財保護委員会に年2回程度の諮問を行う。	文化課						→
(17)	指定文化財保存管理事業	(ア)各種文化財の保存・活用	指定文化財の管理委託や修理等への補助を行うことにより、文化財を末永く守り伝えていこうという市民の意識を啓発する。	文化課						→
(18)	伝統文化財保存事業	(ア)伝統文化財の保存・継承	「妙見宮祭礼神幸行列」及び「妙見宮神幸行列関係資料」を保護し、さらに文化財としての価値を高め後世に継承する。	文化課						→
(19)	文化行事の開催	(ア)各種文化の振興	各種文化行事を開催することにより、各文化団体の育成、市民の文化に対する意識の高揚を図る。また、子供達に伝統文化を学ぶ機会を与えることで、次の世代への継	文化課						→
(20)	文化財保護啓発事業	(ア)市民の文化財保護への意識啓発	本市の歴史、文化財の特色を市民に周知し、文化財保護への理解と協力を得るため、講座、史跡めぐり、標識設置等の諸施策を行う。	文化課						→
(21)	文化財建造物調査事業	(ア)市民の文化財への関心を高める	国登録文化財候補の建造物選定を進めることで、文化財の価値を高め、市民の文化財への関心を高めることを目指す。	文化課						→
(22)	特別展覧会事業	(ア)歴史や美術に関するすぐれた資料・作品の展示公開ならびに講演会活動	博物館の外部団体である八代市博物館友の会の会報に詳しい作品解説や利用案内を掲載するなどして、友の会員(市民)と協働して、幅広い広報に努める。	博物館						→
(23)	図書館活動運営事業	(ア)読み聞かせボランティアの活用	読み聞かせボランティアによる読み聞かせ活動を支援及び協働し、乳幼児及び児童の読書活動の推進に寄与する。	図書館						→
(24)	図書館活動運営事業	(ア)図書館ボランティアの活用	書架整理や図書館行事へのスタッフ参加等図書館活動の一部を図書館ボランティアと協働し、市民の読書活動の推進に寄与する。	図書館						→
3	安全で快適に暮らせるまち									
(1)	国土利用計画策定事業	(ア)国土利用計画策定事業	策定段階で策定審議会の設置やパブリックコメント等により、市民の意見を取り入れる。	企画調整課						
(2)	都市計画推進事業	(ア)都市計画審議会	都市計画審議会に市民の委員(3名)を選任し運営している。	都市計画課						→
(3)	市営住宅ストック総合改善事業	(ア)住民への周知、説明	工事内容、その影響等について周知又は事前説明を行い、入居者及び地域住民の意見・要望を踏まえ、住宅ストックの改善を進める。	建築住宅課						→
(4)	中心市街地共同住宅供給事業	(ア)関係団体との連携、協働	民間事業計画に中心市街地活性化協議会の意見・要望を反映しながら事業化を図り、事業実施に向けて支援してもらう。	建築住宅課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(5)	道路整備事業 橋梁整備事業 都市下水路整備 事業 河川改修事業	(ア)公共工事への 理解と協力	事業にあたっては、工事説明会などを通じ地元とよく話し合いを行い、工事に対する理解と協力を求める。	土木建設課						→
(6)	土地区画整理審 議会の開催	(ア)球磨川駅地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業は土地区画整理法の規定にのっとり業務を行っている。したがって場合によっては、地権者の意見が反映されにくいこともある。土地区画整理事業では地権者の中から審議員を選出することとなっている。これは施行者である八代市が特定の行為を行う場合、地権者の代表である審議員に事前に諮問をすることになっているためである。ここで審議員から出る意見は市民の目線、立場に立ったものであり、施行者として、十分に話を聞く必要がある。	区画整理課						
		(イ)大村橋周辺 土地区画整理事業		区画整理課						
		(ウ)八千把地区土 地区画整理事業		区画整理課						→
(7)	交通安全啓発事 業	(ア)交通ルールの 遵守と交通安全 意識の高揚	イベントや街頭における交通安全推進事業を老人会や交通安全母の会等と連携して進める。	生活安全課						→
(8)	防犯団体支援事 業	(ア)地域防犯団体 による安心・安全 は街づくりの 推進	地域防犯団体への支援として、防犯ベストや帽子を作成して配布する。情報提供や連絡調整を行う。	生活安全課						→
(9)	防災意識の高揚 及び防災力の充 実	(ア)住民参加型防 災訓練の実施 総合防災訓練へ の参加	住民参加型防災訓練及び総合防災(国民保護)訓練に自主防災組織、消防団、地域住民を参加させ、防災意識の高揚及び防災力の充実に努める。	防災危機管理課						→
		(イ)自主防災組織 の結成促進 自主防災会連絡 協議会の運営	地域防災(国民保護)に関する出前講座を開催し、災害時における自助、共助の重要性を認識させ、結成促進を図る。また、自主防災会連絡協議会を開催し、研修会や情報交換により災害への対応能力の向上に努める。	防災危機管理課						→
		(ウ)災害時要援護 者の避難支援	高齢者や障害者などの災害時における避難支援を、市政協力員、民生委員、自主防災組織及び消防団などによって、迅速に実施できる体制作りを行う。	防災危機管理課						→
(10)	配水管整備事業	(ア)上水道使用普 及促進	事業地元説明会・ホームページ・水道局たより(広報誌)等を利用し、上水道の意義と理解を深める啓発活動を行い、普及向上に努め、併せて上水道の水源である地下水の有効利用・保全を図る。	水道局						→
(11)	防災対策事業	(ア)災害時の応急 活動	災害時における応急給水・管路復旧等について、管工事業協同組合(水道関係団体)と協定を結び、応急活動を円滑に遂行する。	水道局						→
4	豊かさにと ぎわいのあ るまち									
(1)	担い手育成事業	(ア)地域農業の担 い手を育成	地域担い手育成関連のソフト事業及びハード事業の実施にあたっては、地元農業者と協議を行いながら進める。	農業振興課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(2)	中山間地域振興事業	(ア)中山間地が有する国土保全や保健休養等の多面的機能を維持する	中山間地域農業者主体による耕作放棄の防止や水路・農道等の適正な管理、都市住民との交流等の自主的活動の推進を促す。	農業振興課						→
(3)	農業基盤整備事業	(ア)農道、用排水路等の農業施設整備の促進	農業生産の基盤となる農道、用排水路等の整備について、計画段階から農家及び地域住民への説明会を通じ、広く意見を聴取し事業への反映に取り組んでいる。	農地整備課						→
(4)	農地・水・環境保全向上対策事業	(ア)地域ぐるみで行う共同活動に対する助言、指導(履行確認等)や事業費の間接的支援(平成19年度より23年度までの5年間の事業)	地域の活動組織との連携を深め、迅速かつ的確な指導・助言ができるようにインターネットの活用を推進する。	農地整備課						→
(5)	農業施設維持管理事業	(ア)排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。(樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等)	住民自治組織へ移管できる地域については、自治組織の成立を待って移管し、その他は地元の意見を聞くなどして、地域に応じた支援を推進する。	農地整備課						→
(6)	湛水防除事業	(ア)市管理の排水機場の維持管理	連絡網等を充実させ、運転委託先の土地改良区及び運転手との連携を強化し、緊急稼働施設としての更なる信頼性の向上を図る。	農地整備課						→
(7)	港及び漁港の整備(港整備交付金事業)	(ア)航路及び泊地の整備	浚渫を行い、船舶の航行及び水深の確保による汐待ち時間の解消により新鮮な海産物の出荷が可能となる。	水産林務課						→
(8)	漁港整備	(ア)漁港整備及び泊地の整備	二見漁港整備の行い、就労時間及び安全で利用しやすい漁港環境の改善を図る。	水産林務課						→
(9)	栽培漁業振興事業	(ア)クルマエビ、ヒラメ、アサリ、アユ等放流及び海苔養殖の振興	栽培漁業の振興を図るうえから各種魚、稚貝等の放流を実施し、漁獲量を確保する。また、海苔養殖の振興を図り、安定的な生産を目指す。	水産林務課						→
(10)	船溜り整備事業	(ア)港及び船溜りの施設整備	市管理漁港及び管内の船溜りの施設等の整備を図り、漁業者の就労環境の整備を行なう。	水産林務課						→
(11)	林道整備事業	(ア)市民参加型の整備	林道計画時に地権者・利用者・地域住民に対して期成会や説明会を通して広く意見を聴取し、事業促進に反映させる。	水産林務課						→
(12)	特定鳥獣適正管理事業	(ア)シカによる農林産物の被害防止の為有害鳥獣捕獲隊へ依頼	県の重点施策事業となっており、平成18年度熊本県シカモニタリング調査結果によると、八代地域(除く氷川町)のシカの推定生息数は、12,653頭で、県全体45,733頭の28%を占める。推定生息密度(推定生息数/林野面積)は、県内で八代地域が最も高く30.7頭/km ² (県全体は、14.8頭)である。目標密度を2~5頭/km ² としており平成19年度から、の3ヶ年間は、13,000頭を目標に行う。八代市も、捕獲隊の協力を求める。	水産林務課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(13)	八代くま川祭り事業	(ア)八代くま川祭り振興会の活用	八代くま川祭りの開催に関し、内容を協議する八代くま川祭り実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	商政観光課						→
(14)	全国花火競技大会事業	(ア)やつしろ全国花火競技大会実行委員会の活用	やつしろ全国花火競技大会の開催に関し、内容を協議するやつしろ全国花火競技大会実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	商政観光課						→
(15)	坂本ふるさとまつり事業	(ア)坂本ふるさとまつり運営委員会の活用	坂本ふるさとまつりの開催に関し、内容を協議する坂本ふるさとまつり運営委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	坂本支所 産業振興課						→
(16)	せんちょうい草の里まつり事業	(ア)せんちょうい草の里まつり実行委員会の活用	せんちょうい草の里まつり開催に関し、内容を協議するせんちょうい草の里まつり実行委員会に市民(各種団体・機関の代表者)が参画し、イベント等の具体的な内容、実施方法、アイデアや意見の反映に努めている。	千丁支所 産業振興課						→
(17)	ふる郷愛鏡祭事業	(ア)ふる郷愛鏡祭実行委員会の活用	ふる郷愛鏡祭を委託している「ふる郷愛鏡祭実行委員会」を地元住民を中心として企画運営してもらう。内容は住民参加型で町おこしや地元特産品を紹介する。	鏡支所・産業振興課						→
(18)	東陽しょうが祭り事業	(ア)東陽しょうが祭り運営委員会の活用	東陽しょうが祭りの開催に関し、内容を協議する東陽しょうが祭り運営委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	東陽支所 産業振興課						→
(19)	泉町特産品まつり	(ア)泉町特産品まつり実行委員会の活用	内容等を協議する泉町特産品まつり実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	商政観光課 泉支所産業振興課						→
(20)	中心市街地活性化対策事業	(ア)八代市中心市街地活性化協議会の活用	八代市中心市街地活性化基本計画の各種事業の推進のために、市民等が参加している八代市中心市街地活性化協議会が事業内容を検討し、具体的な意見等を提言する。	商政観光課						→
(21)	雇用促進対策事業	(ア)合同面接会の開催	関係機関・関係団体と連携し、多くの企業の参加を呼びかけることより、求職者の雇用促進を図る。	企業港湾課						→
(22)	勤労福祉会館管理運営事業	(ア)勤労者の福祉施設の管理運営	入居者のゴミについては持ち帰りをお願いし、利用者についても館内美化に協力してもらっている。	企業港湾課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(23)	工業振興補助助成事業	(ア)子ども科学フェアの開催	より多くの子ども達等に参加してもらうため、出展団体と内容等を協議し、事業を展開していく。	企業港湾課					→	
		(イ)中小企業の技術者研修に対する助成を行う	中小企業の振興を図るため、研究開発等を行う企業に対して、研修に係る経費の一部を助成する。	企業港湾課					→	
		(ウ)八代高等職業訓練校に対する助成を行う	関係機関・関係団体と連携し、計画的な職業訓練を行うことにより、再就職等に繋げる。	企業港湾課					→	
		(エ)八代市工業振興協議会への助成を行う	各種事業の受講者に対するアンケート等の結果を翌年度の事業に反映させるよう努めている。	企業港湾課					→	
		(オ)新設や増設を行う企業に対して助成を行う	関係課との連携による企業情報の収集及び企業訪問を行うことなどにより、事業を展開していく。	企業港湾課					→	
		(カ)産学連携事業を行う企業に助成を行う	関係課、関係機関との連携による企業情報の収集及び企業訪問等により、事業を展開していく。	企業港湾課					→	
(24)	サンライフ八代管理運営事業	(ア)事業の充実、施設の適正な管理運営を行う	利用者の要望を踏まえ、講座以外の事業(施設見学、市の事業への参加)を実施している。	企業港湾課					→	
(25)	八代港ポートセールス事業	(ア)荷主企業及び商社訪問	八代港の振興策として、利用促進、貿易振興に係る事業の推進により積極的なポートセールス活動を展開する。	企業港湾課					→	
(26)	八代港振興事業	(ア)国・県などの関係団体と連携	八代港港湾計画の早期実現に向けた取組みを進める。	企業港湾課					→	
(27)	みなと八代フェスティバル事業	(ア)フェスティバルの開催	八代港の周知及び海や港に親しみをもってもらうとともに港湾整備に対する理解を深めることを目的に海事官公庁や港湾関係団体等と一体でイベントを開催する。	企業港湾課					→	
5	人と自然が調和するまち	(1) 環境学習推進事業	(ア)こどもエコクラブ事業の推進、次世代を担う子供たちを対象とした環境学習の機会の提供	こどもエコクラブ事業として、年間7回程度フィールド型のイベントを開催し、子供達への環境学習を推進する。	環境課					→
			(ア)環境ゼミナール事業の推進、環境全般に関する出前講座	各種市民団体や市内小中学校、婦人会などの要請に応じて、職員が直接出向き、環境問題に関する現状や課題などについて講義を行う。	環境課					→
(2)	環境基本計画策定事業	(ア)検討機関として市民公募による市民環境研究会の設置	計画策定に際し、市民公募による市民環境研究会を設置し、市民意見・感覚を盛り込んだ計画策定を進める。	環境課						
(3)	環境美化活動推進事業	(ア)「きれいなまちづくり協定」締結団体に対する活動支援	協定締結団体に対し、清掃用具の貸与等を行い、地域住民による美化活動を支援。	環境課					→	

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
(4)	ごみ減量化対策事業	(ア)生ごみ堆肥化容器等の購入費用の一部助成	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機を購入する市民に購入費用の一部(1/2で上限あり)を助成し、家庭から出る生ごみの減量及びリサイクルを推進する。	廃棄物対策課					→
		(イ)一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進	多量に事業系一般廃棄物を排出する事業所を指定し、廃棄物の処理計画と実績の報告を義務付け、必要な指導を行うことで、減量化を推進する。	廃棄物対策課					→
		(ウ)段ボール箱を利用した生ごみ減量化の方策を普及させる	段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化を普及させるための講習会などを実施することで、市民活動型のごみの減量化を推進する。	廃棄物対策課					→
		(エ)廃食用油の利活用推進	廃食用油の利活用及びバイオ燃料の普及を図る。校区婦人会などで回収された廃食用油で製造した燃料を無料で提供を受け、公用車1台に試験的に使用している。この課題を整理し、将来的にはごみ収集車や給食運搬車のほか、農業用ボイラ燃料としての活用も併せて研究し、広範な使用に繋げたい。	廃棄物対策課					→
		(オ)マイバッグキャンペーン	毎年10月を「マイバッグ集中キャンペーン月間」と位置付け、レジ袋削減やマイバッグ普及の啓発活動を市民と販売事業者に対して行う。小売店舗での声かけ運動、オリジナルマイバッグコンテスト、手作りマイバッグ作成教室などを実施する。	廃棄物対策課					→
(5)	廃棄物処理対策事業	(ア)市民からの不法投棄等の情報収集	日常生活の中で、発見した不法投棄・野焼き等を市に通報するボランティア監視員を公募・登録し、監視活動の強化と不法投棄等の抑止強化を図ると共に、市民の意識向上も図る。	廃棄物対策課					→
(6)	敷川内環境整備事業	(ア)敷川内環境保全用地の除草業務	市が管理している敷川内環境保全用地(不法投棄現場)の除草作業を地元町内会に委託することにより、地域と協働で周辺環境の保全を図る。	廃棄物対策課					→
(7)	分別収集事業	(ア)分別品目の統一・拡大を図る	資源の日の排出品目に不均衡が生じているため、全市域において統一した分別収集を実施するとともに、プラスチック製の製品などを新たに分別品目に加えることで、住民サービスの公平性の確保と燃えるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。	清掃センター					→
		(イ)分別指導員講習会の実施	分別指導マニュアルを作成するとともに、資源の日の分別指導員を対象とした講習会を実施し、指導員全員が同じ認識の下に市民に分別指導ができるよう、知識と意識の向上を図る。	清掃センター					→
(8)	ごみ収集管理事業	(ア)ごみ出し及び分別ルールの啓発	市民向けのごみ出しルールブックを作成、全世帯に配布し、燃えるごみの出し方、分別のルールの周知徹底を図り、燃えるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。 また、市政協力員等(町内役員)の勉強会を開催し、住民意識と整合性を持った町内会運営が行なわれるよう知識と意識の向上を図る。	清掃センター					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
(9)	資源物集積所巡回指導事業	(ア)市職員による資源物集積所巡回指導の実施	市職員全員を対象とした、燃えるごみの減量及びリサイクルに関する講習会を実施し、その後、市職員が居住する校区・町内会等での巡回指導を実施することで、市職員、町内会、住民が一丸となった、燃えるごみの減量とリサイクルの推進の意識高揚を図る。	清掃センター						→

3、役割の明確化

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
1	パートナーシップ協定の制定	(ア)役割分担・責任所在の明確化	業務委託契約を結ぶだけでなく、社会的拘束力を持つ、協定を住民と行政が結び、対等の関係を築いていくよう制度化を図る。	地域振興課						→
		(イ)アドプトプログラム制度化	施設管理におけるアドプト(里親)制度の導入を検討する。	行政改革課						
2	自治基本条例の制定に向けた取り組み	(ア)機運を高める	条例制定の必要性・有効性について、啓発を行い、住民の機運を高める。	企画調整課 地域振興課		→				→
		(イ)市民参加型の整備	多くの住民に参画してもらい、条例制定を目指す。	企画調整課 地域振興課			→			→

アドプト制度とは
市民や団体などを「里親」、市の公共施設等を「養子」と捉え、「里親」が公共施設等を利活用し、地域に良好な環境を作り出すこと。

4、情報の共有

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
1	地域情報・行政情報の提供	(ア)情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課						→
		(イ)ポータルサイト「ごろっとやっちょる」の充実	住民と行政の双方向の情報交換ができるようポータルサイト「ごろっと やっちょる」の提供を行い、コンテンツ等を充実させる。	情報推進課 広報広聴課		→				→
		(ウ)出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に出向いて説明を行うことで、市民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く市民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課						→

5、啓発の推進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
1	広報活動の充実	(ア)広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等の活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ等を通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課 該当課						→
2	広聴活動の充実	(ア)元気づくりトークや市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や市民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
3	住民意識の高揚	(ア)自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めてもらうよう、各種媒体を活用したり、啓発パンフレットを作成し、自治意識の向上を図る。	地域振興課 該当課						→
		(イ)伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子どもたちに継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流を図る。	該当課						→

6、組織の確立

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
1	コミュニティ領域の設定	(ア)組織調整	広報紙、ケーブルテレビ等を積極的に活用するとともに、住民説明会を実施し、組織化を図る。	地域振興課 支所総務課						→
		(イ)地域協議会の設置	組織化には、モデル地域を指定し、実績を踏まえて他地域へ推進する。設立にあたっては、自分たちの地域を将来どのようにしていきたいのか、どういった事業を推進していくべきか、それに充てる財源はどうするのかを考える場を設けるため、まずは設立準備委員会を設け、組織化を進める。	地域振興課 支所総務課						
2	人材の発掘・養成	(ア)まちづくり人材の育成、養成	地域のまちづくりに関して、出前講座の充実や先進団体の紹介パンフレット等を作成し、啓発活動を行いながら、地域のリーダーを育てる。	該当課						→
		(イ)協働に関する研修会等の実施	各課の研修会において、市民協働の必要性を伝えていく。	該当課						→
3	関係機関との連携	(ア)既存組織の有効活用	地域に存在する公益活動団体を新たな住民自治組織の構成団体として有効活用し、組織力を高めていくようにする。	該当課						→
		(イ)企業・各種団体との連携強化	当該地域で活動している企業や各種団体と連携できるよう啓発活動を行う。	地域振興課 支所総務課						→
		(ウ)学校との連携強化	子どもの安全・安心を図るため、学校やPTAとの連携を図る。	地域振興課 支所総務課 生涯学習課						→
4	行政組織の確立	(ア)専門部署の設置	コミュニティに関しての行政窓口を一本化し、効果効率的なまちづくりを推進する。	人事課 行政改革課						→
		(イ)担当職員の配置	地域の総合的なまちづくりを支援する担当コーディネーターを地域に配置する。	人事課 行政改革課 地域振興課 生活安全課 生涯学習課						→
		(ウ)職員の意識改革	市民参画、市民協働に関して、職員研修会を実施する。	人事課 地域振興課						→
		(エ)組織づくり及び協働に関する推進体制の機能充実	全庁的に取り組む必要があるため、住民自治推進庁内推進検討会議を設置する。	地域振興課						→
5	市政協力員との関係	(ア)市政協力員との連携強化	住民自治組織の設置に向け、市政協力員の理解・協力を得ながら推進していく。	生活安全課 地域振興課						→
		(イ)自治会長の負担軽減	集中している自治会長の業務を地域住民みんなで取り組んでいくようにする。	生活安全課 地域振興課						→

7、施設の運営

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
1	活動拠点施設の機能充実	(ア)活動拠点施設の位置づけ	新たな住民自治組織の総合的なまちづくりを行うため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づける。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課 農業振興課				→	→	
		(イ)民間活力の導入	地域拠点施設を地域住民が主体となって、管理運営・企画等まで行えるよう構築し、自己決定・自己責任によるまちづくりを進める。 以下、考えられる地域の拠点施設	行政改革課 該当課				→	→	
			(1)代陽公民館	生涯学習課						
			(2)八千把公民館	生涯学習課						
			(3)高田公民館	生涯学習課						
			(4)太田郷公民館	生涯学習課						
			(5)松高公民館	生涯学習課						
			(6)宮地公民館	生涯学習課						
			(7)金剛公民館	生涯学習課						
			(8)郡築公民館	生涯学習課						
			(9)二見公民館	生涯学習課						
			(10)八代公民館	生涯学習課						
			(11)植柳公民館	生涯学習課						
			(14)南部市民センター	生涯学習課						
			(15)農事研修センター	農業振興課						
			(16)農村婦人の家	農業振興課						
			(17)竜峯農業研修所	農業振興課						
			(12)坂本公民館	生涯学習課						
			(13)千丁公民館	生涯学習課						
			(30)鏡農村環境改善センター	農業振興課						
	(31)東陽公民館	生涯学習課								
	(32)泉農村研修センター	泉支所 産業振興課								
	(33)椎原福祉センター	泉支所 健康福祉課								
2	拠点施設活動内容	(ア)生涯学習の推進展開	「いつでも、どこでも、だれでも学べる」学習環境づくりを目指す。	生涯学習課				→	→	
		(イ)地域情報の発信	拠点施設での活動内容を広く地域住民に啓発するため、コミュニティ新聞等の発行を推進する。	地域振興課				→	→	
		(ウ)公益サービスの提供	窓口サービスの充実及び行政情報の提供	市民課 生活安全課 行政改革課					→	
		(エ)自主事業の展開	コミュニティ活動(公民館活動)を地域住民が主体となって企画・運営を行う。	地域振興課 生涯学習課				→	→	

8、自主運営の促進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
1	まちづくり計画(地域別計画)の策定	(ア)住民による計画づくり	当該地域のまちづくりについて、住民が主体となって、計画策定を行う。	地域振興課					→
		(イ)目標設定による進行管理	まちづくり計画策定後、当該計画に沿って地域活動を実施する。	地域振興課					→
2	市民活動保険制度	(ア)公益活動に対する保険制度の検討	公益活動中の万一の事故に備えるため、保険制度を創設を検討し、安心して公益活動に参加できる環境づくりを行う。	地域振興課		→			→
3	コミュニティビジネスの促進	(ア)啓発活動	地域活動をビジネスとして考える機会をつくり出すため、各種啓発活動を行う。	企画調整課		→			→
		(イ)地域ニーズの掘り起こし	当該地域に埋もれている資源等をまちづくりとして活用できるかを住民が主体となって考えることができるよう地域協議会へ情報提供を行う。	企画調整課 地域振興課				→	

コミュニティビジネスとは

地域コミュニティで眠っていた「労働力・原材料・ノウハウ・技術等」の資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく、コミュニティに元気づくりを目的とした事業活動を行う。

9、権限、財源の移譲

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
1	住民自治活動支援制度(補助金一本化)	(ア)補助制度の見直し	地域の活動運営費として、これまで個別に支出している補助金を見直し、可能な限り一本化し、地域住民の自己決定・自己責任での補助活用が行えるよう制度化を図る。	該当課					
			(1)東陽グリーンツーリズム協会補助金	東陽支所 産業振興課					
			(2)資源回収集積所管理事業	清掃センター					
			(3)敬老会事業	高齢者支援課					
			(4)八代市地域健康づくり推進事業	健康増進課					
			(5)八代市体育協会校区民体育祭大会運営補助	スポーツ振興課					
			(6)校区民体育祭委託事業	スポーツ振興課					
			(7)地域ゲートポール場整備補助	スポーツ振興課					
			(8)泉新春健康マラソン大会運営補助	スポーツ振興課					
			(9)民俗文化財管理補助	文化課					
			(10)地域文化行事補助	文化課					
			(11)八代市青年団補助	生涯学習課					
			(12)鏡町花いっぱい運動推進協議会補助	生涯学習課					
			(13)坂本地域振興会事業運営委託	生涯学習課					
			(14)校区総合社会教育推進協議会事業委託	生涯学習課					
			(15)地域交流事業委託	生涯学習課					
(16)自治公民館支援事業補助金	生涯学習課								

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
					H20	H21	H22	H23	H24	
		(イ)配分や運用ルールづくり	人口・面積規模、さらには地域特性をを十分考慮し、住民にわかりやすい、利用しやすい補助制度を確立する。(要綱の制定)	地域振興課						
2	協働委託の促進(委託業務)	(ア)受け入れ体制の強化	公益業務が地域で行えるよう、組織力の強化を行うとともに、NPO・ボランティア団体等にも公益業務を受けることができるよう啓発を行う。	地域振興課				→	→	
		(イ)協働事業のメニューづくり	これまでの業務委託と委託可能な業務内容の把握を行い、住民と行政の協働事業として、メニュー化を図る。	該当課				→	→	
			(1)八代市生活館管理委託	坂本支所 産業振興課						
			(2)坂本地区林道除草作業業務委託	坂本支所 産業振興課						
			(3)坂本地区市道草刈業務等委託	坂本支所 産業振興課						
			(4)坂本地区市管理河川清掃業務委託	坂本支所 建設課						
			(5)坂本グリーンパーク、百済来川遊水公園トイレ清掃委託	坂本支所 建設課						
			(6)千丁地区2級河川護岸雑草処理業務委託	千丁支所 建設課						
			(7)鏡さわやか農園管理業務委託	鏡支所 産業振興課						
			(8)鏡地区農村公園管理委託	鏡支所 産業振興課						
			(9)鏡地区農業用排水維持管理委託	鏡支所 産業振興課						
			(10)鏡地区都市公園管理委託	鏡支所 建設課						
			(11)鏡地区2級河川護岸雑草処理業務委託	鏡支所 建設課						
			(12)東陽地区農村公園管理委託	東陽支所 産業振興課						
			(13)東陽地区市道除草・清掃作業委託	東陽支所 建設課						
			(14)東陽地区2級河川護岸雑草処理業務委託	東陽支所 建設課						
			(15)東陽地区栗林調整池等除草作業委託	東陽支所 建設課						
			(16)東陽地区石橋公園除草・清掃作業委託	東陽支所 建設課						
			(17)東陽地区石橋公園トイレ清掃作業委託	東陽支所 建設課						
			(18)東陽地区石橋公園法面除草作業委託	東陽支所 建設課						
			(19)東陽地区黒淵河川自然公園除草・清掃作業委託	東陽支所 建設課						
			(20)泉地区林道除草作業業務委託	泉支所 産業振興課						
			(21)泉地区九州自然歩道管理委託	泉支所 産業振興課						
			(22)泉地区観光地トイレ清掃委託	泉支所 産業振興課						
			(23)泉地区矢山岳山頂公園水管理委託	泉支所 産業振興課						
			(24)泉地区市道除草・清掃作業委託	泉支所 建設課						
			(25)緑の回廊線除草清掃委託	土木管理課						
			(26)水無川護岸雑草清掃委託	土木建設課						
	(27)都市公園維持管理業務委託	街路公園課								
	(28)都市下水道清掃管理委託	下水道管理課								

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)				
					H20	H21	H22	H23	H24
			(29)百済来スポーツセンター管理運営委託	スポーツ振興課					
			(30)北新地グラウンド管理運営委託	スポーツ振興課					
			(31)河俣山村広場管理運営委託	スポーツ振興課					
			(32)泉運動広場管理運営委託	スポーツ振興課					
			(33)西部社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(34)深水社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(35)さかもと青少年センター管理委託	生涯学習課					
			(36)さかもと青少年センター分館管理委託	生涯学習課					
			(37)鮎婦社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(38)藤本社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(39)中津道社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(40)田上社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(41)久多良木社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(42)二見自然の森清掃作業委託	生涯学習課					
			(43)赤星公園除草・清掃管理委託	生涯学習課					

第3 これまでのあゆみ

- 平成15年 2月 合併協議会企画分科会にて住民自治についての検討開始
- 平成15年 5月 日本都市センター研究所及び三重県伊賀地区合併協議会視察
- 平成16年 4月 研究報告書「八代地域分権社会に向けて」作成
- 平成16年12月 合併協議会にて地域審議会の確認と併せ住民自治組織の確立を行うこと確認
- 平成17年 3月 『新市建設計画』(第6節「住民自治によるまちづくりの推進」)
- 平成17年11月 地域審議会設置(諮問事項:住民自治のあり方について)
- 平成18年 1月 「住民自治推進庁内検討会議」設置
- 平成18年 2月 地域審議会の下部組織して「住民自治推進検討委員会」設置
- 平成18年 3月 自治会活動に関するアンケート調査(市内自治会長383名)
- 平成18年 9月 第3回地域審議会へ中間報告
- 平成18年10月 住民自治に関するアンケート調査(九州・沖縄114市)
- 平成18年12月 平成18年度市政協力員協議会勉強会(検討経過説明)
- 平成18年12月 第4回地域審議会へ最終報告・確認
- 平成19年 1月 八代市老人クラブ連合会「明青大学」(検討経過説明)
- 平成19年 1月 地域審議会から市長へ答申
- 平成19年 3月 職員研修会(市政協力員・議会議員一部参加)
- ・演題:住民自治推進のための「住民と行政の協働」について
 - ・講師:熊本県立大学総合管理学部 荒木昭次郎 教授
- 平成19年 5月 住民自治によるまちづくり基本指針(素案)作成
- 平成19年 5月 各部各課への意見聴取
- 平成19年 6月 住民自治によるまちづくり基本指針(素案)パブリックコメント
- 平成19年 9月 住民自治によるまちづくり基本指針策定
- 平成19年10月 第7回地域審議会へ基本指針策定報告及び経過説明
- 平成19年10月 職員研修会(部次長、課長対象研修会)
- ・演題:宗像市のコミュニティ制度について
 - ・講師:宗像市市民協働部コミュニティ課 神谷 正和 課長
- 平成20年 3月 やつしろ市民フォーラム「加たって、語って協力しあうまちづくり」
- ・基調講演
 - 演題:なぜ、今、住民と行政による協働のまちづくりか
 - 講師:熊本県立大学総合管理学部 桑原隆広教授
 - ・パネルディスカッション

第4 住民自治推進庁内検討会議設置要領

(設置)

第1条 新市建設計画に掲げる「住民自治によるまちづくりの推進」を実現するため、具体的方策や住民と行政との連携等について検討するため、住民自治推進庁内検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務の専門的な調査及び検討を行う。

- (1) 住民と行政のあり方に関する事項
- (2) 行政支援のあり方に関する事項
- (3) その他住民自治に必要な事項

(会長及び副会長)

第3条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(組織)

第4条 専門部会は、別表に掲げる者を以って組織する。

(会議)

第5条 検討会議は、事務局が必要に応じて招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置)

第6条 検討委員会に専門の事項を調査審議するため、専門部会(以下、「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会の委員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ指名する部会の委員がその職務を代理する。

(事務局)

第7条 検討委員会の庶務は、企画振興部地域振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要領は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

第5 住民自治推進庁内検討会議委員名簿

役職	氏名	部課名	
会長	國岡 雄幸	健康福祉部高齢者支援課	課長補佐
副会長	濱田 大祐	市民環境部生活安全課	課長補佐
委員	岩本 博文	総務部人事課	課長補佐
〃	松本 秀美	総務部納税課	課長補佐兼第一納税係長
〃	南 和治	坂本支所総務課	副主幹兼振興係長
〃	小橋 孝男	市民環境部廃棄物対策課	課長補佐
〃	上田 真二	健康福祉部こども家庭課	課長補佐兼保育係長
〃	桑原 真澄	商工観光部企業誘致課	課長補佐
〃	忝島 道則	農林水産部農業振興課	課長補佐兼食肉センター場長
〃	宮川 武晴	建設部土木管理課	副主幹兼管理係長
〃	脇坂 裕	教育委員会生涯学習課	課長補佐兼社会教育係長
〃	有馬 健一	教育委員会スポーツ振興課	課長補佐
委員	村川 康弘	建設部土木管理課	平成20年3月31日まで
〃	山村 勵	教育委員会生涯学習課	平成20年3月31日まで

「住民自治によるまちづくり」実施計画
加たって、語って協働によるまちづくり

平成 20 年 月発行

発 行 / 八代市

〒866-8601 八代市松江城町 1-25

Tel:0965-33-4111

編 集 / 八代市企画振興部地域振興課
